

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月28日
【事業年度】	第10期（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）
【会社名】	モイ株式会社
【英訳名】	moi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤松 洋介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目8番1号
【電話番号】	03-3527-1471
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 入山 高光
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田司町二丁目8番1号
【電話番号】	03-3527-1471
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 入山 高光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月
売上高 (千円)	776,000	1,264,319	2,359,209	5,479,467	6,552,032
経常利益又は経常損失 () (千円)	7,331	12,144	190,230	136,237	206,214
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,462	34,209	193,828	146,616	246,652
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	444,000	444,000	769,800	769,800	769,800
発行済株式総数					
普通株式 (株)	5,520	5,520	5,520	5,520	12,126,000
A種優先株式	-	-	543	543	-
純資産額 (千円)	422,973	388,764	846,535	699,919	946,571
総資産額 (千円)	436,937	742,475	1,331,009	2,093,692	2,639,880
1株当たり純資産額 (円)	76,625.67	70,428.31	17.66	4.38	78.06
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	446.09	6,197.36	16.10	12.09	20.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.8	52.4	63.6	33.4	35.9
自己資本利益率 (%)	0.5	-	-	-	30.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	105,067	114,160	512,569
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	32,813	90,890	193,922
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	651,579	110	120
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	969,962	989,180	1,309,010
従業員数 (人)	23	24	33	35	34
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(4)	(4)	(6)	(5)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月30日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

7. 自己資本利益率については、第7期、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。
なお、当社株式は2022年4月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。
9. 第6期及び第7期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 主要な経営指標等のうち、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくPwC京都監査法人の監査を受けておりません。
11. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人により監査を受けております。
12. 第9期については、広告プロモーションやキャンペーン等の施策実施により、ポイント販売額及び使用額が大幅に伸びましたが、比例して配信者への還元金額、各決済代行業者への支払手数料も増加するとともに、施策実施に伴う広告宣伝費及び販売促進費も大幅に増加したため、経常損失及び当期純損失を計上しておりますが、配信者への報酬及び預り金残高が第8期と比較し大きく増加したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローはプラスとなっております。
13. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(アルバイト及び人材会社からの派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
14. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。
15. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありましたので記載しておりません。
なお、当社株式は2022年4月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2【沿革】

当社創業者の赤松洋介は、2005年8月に当社の前身となるサイドフィールド株式会社（現 Moi Labs 株式会社）を東京都千代田区内神田にて資本金20百万円で設立し、各種Webサービスの提供を開始しました。その後、2009年8月に、映像を見ながらラジコンカーをインターネット経由で遠隔操作できるサービス「Joker Racer」をリリースしました。2010年2月にはiPhoneが普及し始め、Joker Racerで培ったライブ配信の技術をiOSに移植することで、iPhoneのみで手軽にライブ配信を実現できる環境が整ったと判断し、ライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「TwitCasting」（通称「ツイキャス」）をリリースしました。その後、事業を「ツイキャス」に集中するため、資本金10百万円でサイドフィールド株式会社からの会社分割にて当社を設立しました。

以下は当社設立以降の沿革となります。

年月	概要
2012年2月	東京都千代田区において資本金10百万円でサイドフィールド株式会社からの会社分割にてモイ株式会社を設立
2012年5月	当社の完全子会社として、Moi Corporation（米国子会社）を設立
2013年11月	本社を東京都千代田区神田小川町に移転
2014年9月	本社を東京都千代田区神田司町に移転
2015年4月	CtoCチケット販売サービス「キャスマーケット」をリリース
2015年4月	「ツイキャス」の累積登録ユーザー数が1,000万人を突破
2017年8月	「ツイキャス」の累積登録ユーザー数が2,000万人を突破
2018年6月	ユーザーが「ツイキャス」を通じて収益化できる「ツイキャス・マネタイズ」機能をリリース
2019年2月	CtoCデジタルコンテンツ販売機能を「キャスマーケット」にてリリース
2019年3月	国内事業に集中するため、Moi Corporation（米国子会社）を清算
2019年8月	ゲーム実況アプリ「ツイキャスゲームズ」をリリース
2020年3月	ユーザーが自身の配信を有料販売できる「プレミア配信」を「キャスマーケット」にてリリース
2020年7月	「ツイキャス」の累積登録ユーザー数が3,000万人を突破
2020年10月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク（Pマーク）」の付与認定
2020年11月	配信者を月額で支援できる「メンバーシップ」機能をリリース
2021年3月	ユーザーが同時にアニメを視聴しながらコミュニケーションを楽しむことができる「ツイキャスアニメ」を開始
2021年4月	配信者バーチャル化支援プロジェクト「ツイキャス100V」を開始
2021年5月	「ツイキャス」の音声SNS機能として「ツイキャス・コール」機能をリリース
2021年8月	「ツイキャス」の日本語版サービス正式名称を「TwitCasting」からカタカナの「ツイキャス」に変更
2022年4月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、「人と人をつなげて世界中の人々の生活を豊かに変えます」というミッションのもと、あらゆる人の集まりをオンライン化し、快適に双方向のコミュニケーションを行える場の提供、及びその利用者が様々なコミュニケーション活動を行うことにより経済が発生する仕組みの実現を目指して、ライブ配信(*1)サービス「ツイキャス」のサービス企画、開発、運営を主たる業務としております。当社は、「ツイキャス」をライブ配信コミュニケーションプラットフォームと位置づけており、また、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであります。


(補足)*1「ライブ配信」とは、PCやスマートフォンから、映像と音声をリアルタイムに他者へ届けることです。「動画」と比較し、ライブ配信をする側と視聴する側の間でよりリアルタイム性に特化したやりとりをすることが可能となっています。

(1) 当社の事業内容

当社が運営する「ツイキャス」は、ユーザーが、PC、スマートフォン、タブレット等からウェブブラウザや専用のアプリを使って、動画や静止画・音声をライブ配信することができるサービスです。ユーザーは自ら実際にライブ配信を行う配信者とそのライブ配信された動画や音声を視聴する視聴者に大別されます。ユーザーはライブ配信及びライブ配信の視聴を原則として無料で行うことができます。配信者によるライブ配信は、原則として「ツイキャス」内で全てのユーザーが自由に視聴することができます。視聴者は、ライブ配信画面内に設置されているコメント機能やアイテム機能を用いて、配信者や他の視聴者とリアルタイムでコミュニケーションを取ることが可能です。また、配信者は、「ライブ収益」機能を通して、ライブ配信を収益化することも可能です。「ライブ収益」とは、自身のライブ配信において使用されたアイテム数や配信の録画が閲覧された回数など一定の条件に従って当社から報酬を支払う仕組みを指します。

当社では「ツイキャス」を構成するアプリ・ウェブサイトとして、主に以下を運営しております。

名称	概要
ツイキャス・ライブ 	種別：アプリ（iOS版） 「ツイキャス」で、ライブ配信できるアプリです。誰でも手軽に配信できるようにアプリを立ち上げてからボタン一つで配信の開始ができるように設計されています。
ツイキャス・ビューワ 	種別：アプリ（iOS版） 「ツイキャス」で配信されているライブ配信を見るためのアプリです。アプリを開くと、初めのページに現在配信中のライブ配信の一覧が表示されていて、視聴者は見たい配信をタップすると映像や音声が出てきて視聴を開始できます。いわゆる「お気に入り」機能もあり、視聴者は好きな配信者をお気に入り登録（「ツイキャス」では「サポーター登録」と呼称しています）することにより、登録した配信者が配信中の場合は、アプリのトップページに表示させる、ライブ配信を開始すると、自分の端末に通知が届くといった利点があります。
ツイキャス 	種別：アプリ（Android版） 「ツイキャス」でライブ配信・視聴の両方ができるアプリです。Android版があります。 上に記載の「ツイキャス・ライブ」アプリ及び「ツイキャス・ビューワ」アプリの統合版です。
twitcasting.tv 	「ツイキャス」をウェブブラウザで利用するためのサイトです。PC、スマートフォン、タブレット等からアクセスしてライブ配信やライブ配信の視聴ができます。

<p>ツイキャスゲームズ</p> 	<p>種別：アプリ（iOS版・Android版）</p> <p>「ツイキャス」でゲーム実況（*1）を行うことに特化したアプリです。配信者は、スマートフォンで提供されるゲームアプリをプレイしながら、自身のスマートフォンの画面をライブ配信することができ、ゲームの解説をしたり、視聴者のコメントを参考にしながらゲームの攻略を考えたりすることができます。</p> <p>1 「ゲーム実況」とは、ゲームをプレイしている配信者が、そのゲーム画面をライブ配信サイト等で配信しながらゲーム内容について話す、またその配信に対して視聴者が実況コメントや感想コメントを投稿することを指します。</p>
--	---

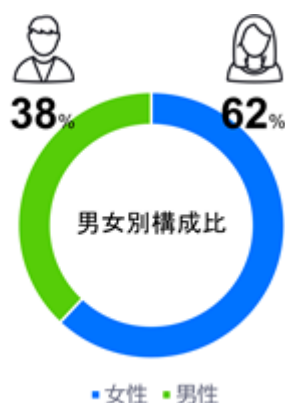


ツイキャス・ビューワー



ツイキャス・ライブ

「ツイキャス」は、2010年のサービス開始以来、10代・20代前半の男女を中心に、ユーザーを獲得しており、2021年7月末時点の累積登録ユーザー数は3,360万に達しております。



- (注) 1. 累積登録ユーザー数は、サービス開始以降、「ツイキャス」にログインしてサービスを利用したユニークユーザー数を集計しており、2021年7月末時点の数値を記載しております。
2. ユーザーの性別分布及び年齢分布は、2021年1月20日から2021年4月19日までの90日間を対象とした実績を集計しております。集計データは全て、Google LLCが提供するFirebaseから入手したものを利用しております。

また、「ツイキャス」は、主要ライブ配信アプリ11タイトルのMAU比較（2020年6月時点）において、229万MAUで1位を獲得しております（出典：Business Insider「ツイキャス・ニコ生・SHOWROOM…コロナ禍の「ライブ配信アプリ」戦国時代。主要11タイトル徹底比較」2020年7月27日）。なお、MAUとは、Monthly Active Users（月間アクティブユーザー数）の略で、特定の月に1回以上の利用や活動（活動例：「ツイキャス」でログインや配信、コメント、視聴など）があったユーザーの数を指します。

さらに当社では、「ツイキャス」に付随する様々なサービスを提供しております。

2015年4月には、「ツイキャス」を利用する一般ユーザーが、コンサート、オフ会（*1）などのオフラインで行われる各種イベントの電子チケットや自作のイラスト及び音楽等のデジタルデータを売買できるオンラインストア「キャスマーケット」を開設し、その後、2020年3月には、「ツイキャス」上で有料でライブ配信を行える「プレミアム配信」機能を公開しました。「プレミアム配信」では、単に有料コンテンツを一方的に見るだけではなく、ライブ主催者や参加者が一体となってコミュニケーションを楽しむという新しい価値を提供しており、ライブ配信の録画をアーカイブとして再販可能なユニークな特徴もあると当社は考えており、常時2,000件以上の開催予定が登録されています。また、登録される有料ライブ配信は、音楽にとどまらず、落語や演劇まで幅広い範囲に広がっており、30代後半以上のユーザー層が新たに「ツイキャス」を利用いただくきっかけとなっていると当社では分析しております。

2020年11月には、一定条件を満たした配信者を、その配信者のファンである視聴者がサブスクリプション（月額課金）で継続的に応援することができる「メンバーシップ」機能の提供を開始しました。



（補足）*1「オフ会」とは、「ツイキャス」や各種SNSなどを通じてオンライン（仮想世界）で知り合った人と、現実世界（オフライン）で会うことを意味します。実際に会ってメンバー間の親交を深めることが主な目的で、共通の趣味を持つ人と友達になれるといったメリットがあると当社では分析しております。

(2) 当社の事業の特徴

「ツイキャス」では、SNS(*1)連携機能を活かし、ユーザー自身が「ツイキャス」上で展開されるライブ配信をSNS上で拡散することで、新たなユーザーの獲得につながるという特徴があります。また、ライブ配信においては、配信者が一方的にコンテンツを提供するのではなく、視聴者がコメント機能やアイテム機能を使用してライブ配信に積極的に参加することで、配信者、視聴者ともにリアルタイムなコミュニケーションを楽しむことができます。これらのコミュニケーションを通して、視聴者は「もっと応援したい」等の思いからアイテム機能等を利用して課金を行うことで配信者を応援し、配信者は「もっと応援してもらいたい」等の思いからより良い配信を行うサイクルが発生するという特長があると当社では分析しております。なお、視聴者がライブ配信を視聴中に利用できるアイテムは、以下のとおりであります。

(補足)*1 「SNS」とは、Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、インターネット上でコミュニケーションを行える場を提供するサービスのことです。例えば、短文投稿がメインのTwitter（ツイッター）、動画がメインのYouTube（ユーチューブ）、画像（写真）投稿がメインのInstagram（インスタグラム）や短時間動画がメインのTikTok（ティックトック）などがあります。「ツイキャス」では、TwitterやInstagramにて配信を宣伝（拡散）することが可能です。

アイテム名		説明	
拍手 	クラッカー 	主に、配信を盛り上げるために使用されるアイテムです。特にお茶は最も多く利用されるアイテムの1つであり、人気の理由は、配信へのねぎらいの意味を込めて「ツイキャス」の文化として根付いていること、使用に必要なポイント数も少ないため気軽に使用できるためではないかと分析しております。	
お茶 	花火 		
お茶×10 	ケーキ 		
コンティニューコイン 			配信ライブを延長するためのアイテムです。5枚集めると、ライブが30分間延長できます。まとめて使用可能な、コインの5枚セットも提供しています。
お茶爆50 	お茶爆100 		配信者の特別収益対象アイテムです。視聴者は、有料ポイントを1pt以上所持していると、無料ポイント分と合算し、アイテム使用に必要なポイントを充足することで使用可能です。

<p>キャスクンスタンプ</p> 	<p>各スタンプには、平均して14ほどの種類があり、視聴者が使用するとその個数に応じて、使えるスタンプの種類が増えます。</p> <p>「キャスクン」は「ツイキャス」のマスコットキャラクターです。キャスクンの他、他社のキャラクター等を利用したスタンプもあります。</p> <p>スタンプには、表情豊かなキャラクターが使用されており、視聴者の感情(面白い、笑っている、悲しい、怒っているなど)の表現が可能となっています。</p>
<p>フレーム</p> 	<p>配信者は、フレームを受け取ると、任意で画面上に表示させることができ、配信画面を彩ることができます。</p> <p>なお、一部フレームには、春は桜の花びらを散らしたりといった画面上の演出(エフェクトの表示)が可能です。</p> <p>こちらについても、他社のキャラクターを利用したフレームがあります。</p>

また、「ツイキャス」では、雑談、音楽、ゲーム配信など多様なジャンルでユーザー主導による独自文化が自発的に多数発生していると当社は分析しており、ユーザー同士が容易に自分の興味・関心に関するトピックを通じたコミュニケーションができる空間＝ライブ配信を見つけることが可能になるように、100以上の配信カテゴリーを提供しています。配信者自身が、自身の配信ライブの内容を踏まえて配信カテゴリーを選択しており、同じような興味を持ったユーザー同士がお互いを見つけやすくなっています。主な配信カテゴリーは以下となります。

主なカテゴリー				
顔出し	シニア	声真似(二次)	音楽：弾き語り	おえかき
パパ	学生	地声似	音楽：楽器演奏	コスプレ
ママ	お兄さん・お姉さん	朗読	音楽：トーク	ハンドメイド
誰かかまって	イケボ	カップル・夫婦	ペット	料理・ごはん
雑談	癒し声	ゲーム	セクマイ(LGBTQ)	作業枠
一般	低音ボイス	時事・ニュース・政治	男装	海外
JCJK	アニメ声	お悩み相談		

なお、ユーザー規模が大きい配信カテゴリー分野においては、「ツイキャスアニメ」(アニメの共有視聴体験をオンライン化)、「VTuber専用プログラム」(「ツイキャス」上でバーチャルキャラクターを使用してライブ配信を行うユーザーに対し各種優遇条件、機能等を提供する認証プログラム)、「ツイキャス100V」(配信者の魅力や個性を引き出してバーチャル化する支援プロジェクト)などを通して、当社としても積極的にサポートを行っております。

また、「ツイキャス」は、快適なライブ配信コミュニケーションプラットフォームを実現するうえで、当社が重要であると考えたコミュニティ運営とインフラシステムに特徴を有しております。

コミュニティ運営においては、10年間の運営ノウハウとそれらのシステム化を通じた効率的かつ効果的なコミュニティ運営によりユーザーが安心して利用できるコミュニティの運営を推進しております。



サービス健全性の維持・改善について

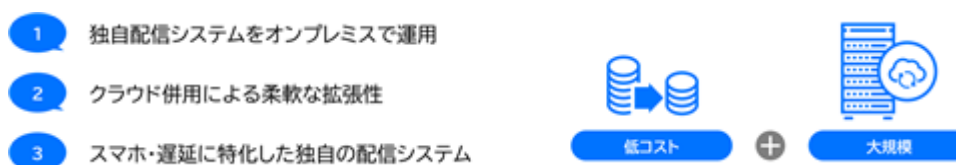
当社は、不特定多数のユーザーによるオンライン上のコミュニケーションの場として「ツイキャス」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解した上で、配信者、視聴者が共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、ユーザーに対する啓蒙活動推進、ユーザーへのNG機能提供等を含めた配信者保護の仕組み、児童・未成年ユーザー保護対応、著作権違反が生じないための取り組み、24時間対応における社内外のモニタリング体制の強化、ユーザーや外部（警察や著作権者等）への通報・報告機能の提供等の施策を行っており、主な取組内容としては、以下となります。

トピック	主な取組内容
児童・未成年ユーザー保護対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー登録時に年齢確認を行い、未成年ユーザーに対して月間のポイント購入金額に上限を設定し未成年による多額のポイント購入を未然に防止 ・児童ユーザーに対する出会い系コメントや露出を誘導するコメントをシステムで自動検知し、アカウントの自動規制や注意喚起を行うことで、児童被害の発生・拡大を防ぐ ・「ツイキャス」の収益化機能を通じて報酬を受け取ることができる対象を法人または18歳以上の個人に限定することで、児童ユーザーが金銭トラブルに巻き込まれるリスクを最小化 ・15歳未満のユーザーに対してセンシティブ・コンテンツ（児童の視聴にふさわしくないコンテンツ）の表示制限を実施
配信者保護対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ配信中のユーザー間トラブル発生を事前に防止する仕組みとして、特定のユーザーや単語をブロックできるNG機能を提供 ・ライブ配信中の迷惑コメントをシステムで自動検知し、アカウントの自動規制を実施 ・配信者が指定したユーザーが、その配信者のライブ配信内で投稿された迷惑コメントをリアルタイムで削除できる機能（モデレーター機能）を提供
ユーザー啓蒙活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用規約やサービスを利用する上でのルールや注意事項を記載したコミュニティ・ガイドラインをはじめとする様々なガイドラインを設け禁止行為を明確にし、ユーザーに周知徹底するための啓蒙活動を継続的に実施
著作権保護対応	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権に関するガイドライン、楽曲利用に関する注意喚起ページ、ゲーム実況配信に関するガイドライン等を公開し、ユーザーに注意啓発を実施 ・著作権者専用の通報フォームを設置し、著作権侵害行為に対して迅速に対応できる体制を構築 ・著作権を有する権利団体や個別の会社との間で、サービス上の利用に関する包括契約を締結（包括契約締結の相手先、内容は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 当社が締結している重要な契約」を参照ください）

サービス監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング（外部委託）の活用による24時間365日監視対応 ・ユーザー等からの報告による違反行為の早期発見と早期対応 ・無作為サンプリングによるリアルタイムでの配信監視の実施 ・無作為サンプリング監視における音声のテキスト化の活用とテキスト監視体制 ・アカウント規制判断基準の定期評価及び更新
ユーザー主導監視促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーが違反行為を報告しやすくするためユーザー通報機能の提供および継続的な改善 ・コミュニティ・ガイドライン等において違反行為に対するユーザー報告を啓発 ・ユーザー通報に対して適切かつ速やかに対応することにより、ユーザーコミュニティ間で「違反行為を報告すれば適切に対応される」という意識を醸成

以上の通り、当社では、継続的にサービスの健全性維持・改善に努めており、サービス開始以来10年におよぶ経験・ノウハウが融合されたコミュニティ運営力こそが、サービスに対する安心感・信頼感を高める一因であり、「ツイキャス」の強みを構成する重要な要因であると自負しております。

インフラシステムにおいては、低遅延かつ大規模配信に耐えるコミュニケーションインフラを実現するために、スマートフォン及び遅延対策に特化した独自の配信システムを構築しており、今後、5G（第5世代移動通信システム）の普及により、当社システムの有用性はさらに高まると考えております。

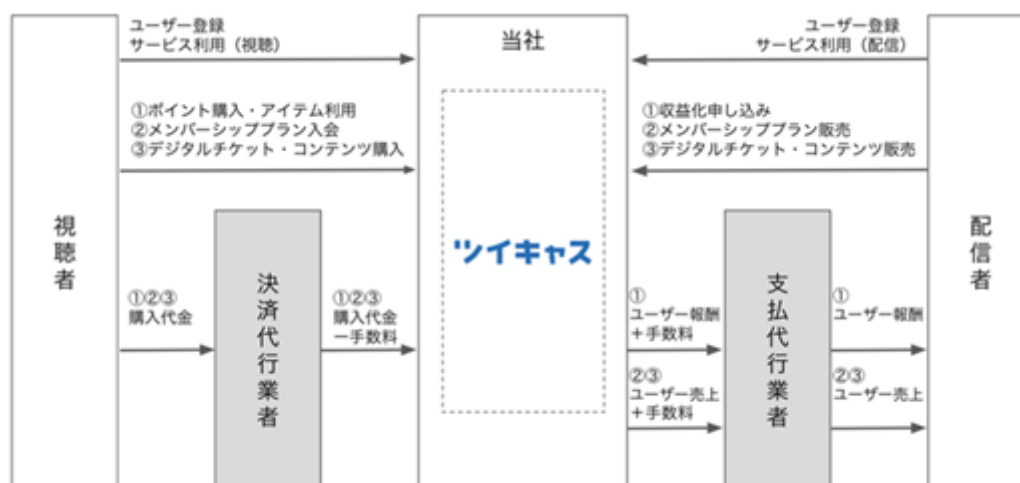


(3) 当社の収益構造

当社が運営する「ツイキャス」の収益構造は、以下の3種類の売上から成り立っています。

項目	内容	売上構成比 (2022年1月期)
ポイント販売売上	<p>「ツイキャス」では、配信を賑やかにするためや配信を延長するためのアイテム（お茶や拍手・スタンプ、コイン等）をユーザーが保有するポイントで使用できる仕組みとなっております。ポイントは当社が付与する無料ポイントとユーザーが当社から購入する有料ポイントに分けられ、ユーザーは付与された無料ポイント及び購入した有料ポイントを利用し各種アイテムを使用します。当社は、ユーザーが購入した有料ポイントのうち、ユーザーがアイテムに利用した部分を当社の売上高として計上しております。</p> <p>また、当社は、配信者のライブにおいて使用されたアイテム数や録画が閲覧された回数などに応じて、一定の条件の元、報酬をお支払いする仕組みである「ライブ収益」を配信者へ提供しております。「ライブ収益」により、配信者へ支払った報酬は、アイテム報酬として売上原価に計上しております。</p>	94.84%
メンバーシップ販売手数料売上	<p>「ツイキャス」では、一定条件を満たした配信者を、その配信者のファンである視聴者が毎月定額の会員費で応援することができる「メンバーシップ」機能を提供しています。</p> <p>配信者は、自身の月額支払いプランを特典別に最大3つまで作成することができ、ファンである視聴者は、任意の配信者のプランに入会して、毎月一定額を支払います。当社は、サービスプラットフォームの提供者として、購入者から会員費を受領し、一部手数料を控除した額を配信者へ支払っており、手数料部分を当社の売上高として計上しております。</p>	1.08%
「キャスマーケット」におけるチケット・コンテンツ販売手数料売上	<p>「キャスマーケット」は、「ツイキャス」を利用するユーザーが商品等を売買できるオンラインストアです。配信者は自身が主催するライブ等のチケットや「ツイキャス」上の有料配信のチケット、制作物（デジタルコンテンツ）を「キャスマーケット」上で出品することができます。当社はマーケットプレイスの提供者として、購入者から売買代金を受領し、一部手数料を控除した額を配信者へ支払っており、手数料部分を当社の売上高として計上しております。</p>	3.83%

以上を踏まえた当社の事業系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
34（5）	33.1	4.4	7,764

当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、部門別に記載していません。

部門の名称	従業員数（人）
技術開発部門	25（2）
サービス運用部門	6（1）
管理部門	3（2）
合計	34（5）

- （注） 1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載していません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「人と人をつなげて世界中の人々の生活を豊かに変えます」というミッションを掲げ、その実現に向けて、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業を展開しております。

当社は、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業を通して、サービス利用者に対して新しい価値を提供し続けることで、社会的責任を果たしながら、継続的な企業価値向上に向け努力してまいります。

(2) 経営戦略等

当社では、以下の点を経営戦略として重点的に行ってまいります。

ユーザーによる独自文化・コミュニティの自然発生・発展を支援する仕組みの強化

- ・ 配信者支援プログラムの多様化、大規模化
- ・ 新機能等のリリースによるコミュニティ形成支援の推進

サービス健全性の自発的かつ継続的な改善を推進する仕組みの強化

- ・ 児童・未成年ユーザー保護対応の強化、特に児童ユーザーに対する不適切コメントの自動検知&アカウント規制システムの強化、改善
- ・ 24時間365日の無作為サンプル監視によるリアルタイム配信チェックの強化、推進
- ・ ライブ配信を視聴中に、ユーザーが違反行為を通報しやすい通報機能の提供および継続的な改善

大規模低遅延配信を実現するライブ配信インフラシステムのさらなる強化

- ・ 5G（第5世代移動通信システム）の普及に伴うライブ配信の高画質化対応
- ・ ライブ配信コミュニケーションにおける時差ゼロを目指した低遅延化の推進
- ・ BCP（事業継続計画）対応強化の推進

ライブ配信の特徴を生かした日常コミュニケーションインフラ化の推進

- ・ あらゆる人の集まりを快適なコミュニケーションにフォーカスしてオンライン化し、新たな価値を提供
- ・ 1対複数はもちろん、複数対複数のオンラインコミュニケーションにおける新たなユーザー体験の創造

顧客あたりの収益拡大

- ・ 定期イベント開催等による課金ユーザー数増加及び健全かつ継続可能な顧客単価の向上
- ・ 配信者応援サブスクリプションの拡大

顧客基盤の拡大

- ・ 動画SNSとの連携強化による動画投稿ユーザーの配信者化推進
- ・ 有料ライブ配信を通じた新規ユーザー層の獲得
- ・ 芸能事務所など法人ユーザー向けサポートの拡充と新たな配信カテゴリー分野の展開
- ・ 「ツイキャス」で活動するVTuber配信者を通じた海外ユーザー層の開拓

既存の事業基盤を生かしたマーケティング支援向けBtoCマッチングプラットフォーム事業の推進

- ・ インフルエンサー配信者、課金・支払いシステム、ライブ配信プラットフォーム等の既存事業基盤を生かした企業（サービス、商品等）とユーザーのマッチング
- ・ タイアップイベント、キャンペーングッズコラボ、ゲームプロモーションなどの新規案件獲得推進

(3) 経営環境

当社が事業を展開するインターネットライブ配信サービス市場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために政府・各自治体が主導で実施してきた外出自粛政策等を通して、在宅時間および可処分時間が大幅に増加傾向にある影響を受け、配信者数、視聴者数ともに順調に推移しております。

株式会社野村総合研究所によると、日本国内における動画投稿・ライブ配信市場の市場規模は、2021年度に8,164億円、2026年度には10,855億円に拡大すると予測されており（出典：ITナビゲーター2021年版 2020年12月17日発行）、今後も利用者数は拡大していくと考えられます。なお、上記予測値を前提として、ライブ配信アプリ市場における月間アクティブユーザー数（2021年8月時点におけるApp Apeより取得した各対象アプリの推計数値を元に、自社で集計）をもとに自社で試算した結果、2021年度のライブ配信市場規模は、1,399億円と推計しております。

当該市場は、今後も市場規模、利用者数等が順調に拡大していくと考えられる一方で、インターネットライブ配信サービス市場の成長に伴い、国内外の新規競合サービスの市場参入、既存競合サービスとの競争激化などが進むことが予測されます。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、売上と営業収益を重要な経営指標と位置づけ、企業価値の向上を図ってまいります。またこれらの経営指標をより具体的に可視化するための指標（KPI）として以下を設定しております。

ポイント販売売上

「ツイキャス」で視聴者がアイテムを利用するために消費するポイントの購入に伴う売上金額合計

ポイントPU（Paid User）

ポイントを購入した月間ユニークユーザー数

ポイントARPPU（Average Revenue per Paid User）

ポイントを購入したユーザーあたりの月間平均課金額

実質売上総利益

当社が獲得する売上高合計から、収益化された配信者に対してお支払する報酬額と、Apple Inc.、Google Inc.等の決済代行業者に対して支払う手数料を差し引いた金額

また、上記KPIの2019年1月期から2022年1月期までの推移は以下となります。

KPI	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
ポイント販売売上（千円）	1,224,859	2,319,861	5,281,130	6,213,840
ポイントPU（千人）	25	39	82	89
ポイントARPPU（円）	3,955	4,834	5,285	5,756
実質売上総利益（千円）	514,398	646,284	1,237,975	1,619,115

- （注） 1. ポイント販売売上は、各事業年度の年間合計金額を記載しております。
 2. ポイントPUは、各事業年度の月間平均数値を記載しております。
 3. ポイントARPPUは、各事業年度の月間平均金額を記載しております。
 4. 実質売上総利益は、各事業年度の年間合計金額を記載しております。

2019年1月期には、2018年6月に当社サービス「ツイキャス」を通じて配信者が収益化できる「ツイキャス・マネタイズ」機能をリリースしたことにより、配信者を応援することを目的として特別収益対象アイテムを利用する視聴者が増加し、ポイントPUが25千人、ポイントARPPUが3,955円と順調に成長しました。その結果、ポイント販売売上は12.2億、実質売上総利益は5.1億となりました。

2020年1月期は、2019年8月のゲーム実況アプリ「ツイキャスゲームズ」のリリースや、各種ユーザー参加型キャンペーン実施の効果もあり、ポイントPUは39千人（前期比158%）、ポイントARPPUは4,834円（前期比122%）、ポイント販売売上は23.1億円（前期比189%）、実質売上総利益は6.4億円（前期比125%）と大きく成長することとなりました。

2021年1月期においては、2020年2月以降本格化した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のための外出自粛に伴い、人々の生活様式が変化し、日常生活における可処分時間が増加したことで、ライブ配信アプリの利用者数が大きく増加しました。このような市況を反映し、またユーザー参加型のオリジナルミュージックビデオ作成等のブランディング施策やユーザー参加型キャンペーンの実施効果等により、ポイントPUは82千人（前期比208%）、ポイントARPPUは5,285円（前期比109%）、ポイント販売売上は52.8億円（前期比227%）、実質売上総利益は12.3億円（前年比191%）と各KPIがさらに一段大きく成長することとなりました。

2022年1月期には、当社がターゲットとする動画投稿・ライブ配信市場におきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のための外出自粛傾向や、その行動変容に伴うサービス利用者の増加傾向が一定程度の落ち着きを見せる一方で、当社は、年間を通して、「ハローキティ」、「リラックマ」など各種他社キャラクターが「ツイキャス」でスタンプとして利用できる機能の提供、「ツイキャスアニメ」による「アイカツ!」、「きらりんレボリューション」などの各種アニメ作品の挙放送の実施、約15日間で12万人以上のユーザーに参加いただいた「声誕祭」キャンペーンの実施等による効果で、ポイントPUは89千人（前期比108%）、ポイントARPPUは5,756円（前期比108%）、ポイント販売売上は62.1億円（前期比117%）、実質売上総利益は16.1億円（前年比130%）と各KPIが堅調に成長することとなりました。

今後は、上記「(2) 経営戦略等」で述べた施策等により、各KPIの更なる成長を図ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では下記の事項に対処すべき課題と認識して、取り組みを進めております。

既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社は、配信者、視聴者のためのライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」を運営することで、主に「ポイント販売売上」、「メンバーシップ販売手数料売上」、「キャスマーケットにおけるチケット・コンテンツ販売手数料売上」という3種類の収益を得ております。「ツイキャス」への新たな機能追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規の配信者・視聴者の獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

サービス健全性の維持・改善推進

当社は不特定多数のユーザーによるオンライン上のリアルタイムコミュニケーションの場として「ツイキャス」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解した上で、配信者、視聴者が共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、ユーザーに対する啓蒙活動推進、未成年ユーザー保護対応、著作権違反、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化、ユーザーや外部（警察や著作権者等）への通報・報告機能の提供等の施策を行っております。当社では、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

システムの安定性確保

当社の主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資等を継続的にを行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織、推進体制の整備を進めてまいります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、サービス運用組織においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、ならびに既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる配信・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

内部管理体制の強化

当社は、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスク・コンプライアンス委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握した上でリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

情報管理体制の強化

当社は、「ツイキャス」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特に配信者に対して報酬支払を行う上で、本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、プライバシーマークの取得・維持、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

当社ブランドの知名度向上

当社は、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、「ツイキャス」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、および既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

しかしながら、当社の掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスである「ツイキャス」のライブ配信コミュニケーションプラットフォームとしてのブランド構築および強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討の上、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社ブランドの知名度向上を推進してまいります。

事業拡大を支える財務基盤の構築

当社は、これまで金融機関からの借入実績はなく、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手元資金にて対応してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、より大きな資金需要が生じる可能性があります。

そのため、十分な手元資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後は、金融機関との良好な関係を構築し借入による資金調達を検討してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

業界の成長性について

当社は、主たる事業として、スマートフォンを通じて誰もが簡単かつ手軽にリアルタイムのコミュニケーションを取ることを可能にするライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」を展開しておりますが、高速化・低価格化によるモバイルネットワークの利用の拡大及び高性能化・低価格化によるスマートフォンの普及の拡大等を背景としてユーザー数、売上等は順調に拡大を続けており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。

しかしながら、ライブ配信の市場及び関連する市場は、法規制、国内外の経済状況、個人の嗜好等の変化に大きな影響を受けることから、当該市場の成長が鈍化し、それに伴い当社の売上の大部分を占めるポイント販売売上が順調に拡大しない場合、アクティブユーザー数が拡大しない場合、又は予期せぬ要因により当社の想定する成長が実現しなかった場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では市場調査やユーザー問合せ対応等を通して、本リスクが顕在化する可能性、時期や、程度等を早期に把握し、必要な対応を適宜適切に行うことに努めておりますが、本リスクが顕在化することを完全に防止することは困難であります。

競合について

現在、多くの企業がスマートフォンを利用したライブ配信サービスに参入しており、国内外の企業との競合が激しい状況にあります。今後も、資本金力、マーケティング力や知名度、新規サービスの開発力等を有する企業等との競合又は新規参入が拡大する可能性があり、競争の激化やその対策のためのコスト負担等が予想されます。さらに、当社が提供するサービスからユーザーが離れる場合には、アクティブユーザー数が減少し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社においては、競合企業に対する調査や、ユーザー嗜好、利用傾向等に関する市場調査等を通して、本リスクの顕在化を早期に発見し、対処することに努めておりますが、本リスクの顕在化の時期や程度を防止予測することは困難であります。

インターネット環境、モバイルネットワーク環境について

当社が提供するサービスは、スマートフォンにおけるオペレーティングシステム及びウェブブラウザ上で作動するものであり、またスマートフォン及びインターネットによる動作・通信環境が安定して稼働していることが事業運営の前提であるため、通信に対する法規制の導入、通信費の増加、通信障害の発生、携帯電話やインターネットの通信事業者との関係の悪化、スマートフォンや各種オペレーティングシステムの仕様変更等による当社サービス継続提供に対する支障発生等が、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクは、インターネットサービスを中心に事業展開する当社の事業構造が継続される限りは、恒常的に潜在するリスクと認識しておりますが、外的要因・予測不可能な要因によるものも多く、顕在化する可能性、時期及びその程度を予測することは困難であります。

技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、技術革新のスピードが速いため、優秀な技術者を確保するとともに先端技術の研究やシステムへの採用等、必要な対応を行っております。しかしながら、何らかの当社が予期せぬ技術的な要因により、変化に対する適時適切な対応ができない場合には、業界における当社の競争力が低下し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらのリスクは、インターネットサービスを中心に事業展開する当社の事業構造が継続される限りは、恒常的に潜在するリスクと認識しておりますが、外的要因・予測不可能な要因によるものも多く、顕在化する可能性、程度及び時期を具体的に予測することは困難であります。

(2) 事業に関するリスク

ユーザーの嗜好や興味・関心の変化への対応について

当社が提供するサービスの主なユーザーは、モバイルを利用する一般若年層であり、当社によるユーザーの獲得・維持、アクティブユーザー数、課金ユーザー数は、その嗜好の変化による影響を強く受けます。当社はかかるユーザーの多様化する嗜好の変化に対応するため、サービスの拡充、集客強化及びコミュニティ活性化のための施策を行ってまいりますが、トレンドの変化が急速かつ急激である傾向にあり、ユーザーニーズの的確な把握と提供が、不

測の要因により適時適切に実行できない場合には、当社の提供するサービスのユーザーへの訴求力が低下し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社の売上高の大半は特定のサービス「ツイキャス」によるものであり、また、その売上高の大半はユーザーによるポイント購入に依存しております。当社は、「ツイキャス」の利用を維持・促進するため、機能改善や新機能の追加、各種プロモーション等によるユーザーの利用の活性化を図っておりますが、かかる対策が適時適切に行えなかった場合、又はかかる対策が功を奏さなかった場合など、何らかの理由によってユーザーの興味・関心を維持できない場合、又は競合他社が当社より魅力あるサービスをリリースするなどして、「ツイキャス」の競争力が低下した場合、アクティブユーザー数の減少、課金ユーザー数の減少、一課金ユーザーあたりの平均課金額の低下等により、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、ユーザーのニーズ・嗜好の変化に対応し、かつ「ツイキャス」のポイント販売への売上依存を解消すべく、新規サービス開発・普及を行ってまいりますが、開発した新規サービスの普及及びマネタイズが想定通り進捗しない場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社では、本リスクが顕在化する可能性、時期や、程度等を早期に把握し、本リスクの顕在化を防止するために必要な対応を迅速に行うことに努めておりますが、本リスクが顕在化することを完全に防止することは困難であります。

売上にかかる第三者への依存について

当社が提供するスマートフォン用アプリは、Apple Inc.及びGoogle Inc.といったプラットフォーム運営事業者を介して一般ユーザーに提供されており、代金回収やシステム利用、ユーザー獲得等において、かかるプラットフォーム運営事業者と相当程度依存しております。当社は、これらの事業者との良好な関係の構築のため、かかるプラットフォーム事業者より課される条件・ルール等の対応及びその運用に努めております。また、当社は、ユーザーの決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入し、売上高におけるプラットフォーム事業者への依存リスクの分散を図っております。しかしながら、当社はその収益の大部分をスマートフォン用アプリを通じたポイント購入売上高に依存しているため、かかるプラットフォーム事業者より課されるアプリ内課金における条件・ルール・手数料等の変更もしくは事業方針の変更、それらの運用にかかる当社のコスト増、又は当社が予測困難な変更等により従来通り当社のスマートフォン用アプリの提供ができなくなり、これらの事業者との契約継続が困難となった場合、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、本リスクの顕在化を防止するために、かかるプラットフォーム運営事業者との良好な関係構築や適時な情報収集及び対応に努めておりますが、本リスクが顕在化することを完全に防止することは困難であります。

サービスの健全性の維持について

当社の提供するサービスは、不特定多数のユーザーが、配信者と視聴者、それぞれの立場から、リアルタイムでオンラインコミュニケーションを行うプラットフォームを提供することをその基本的性質としております。このため、当社では、プラットフォーム及びその中に存在する多数のコミュニティの健全性確保のため、ユーザー同士のトラブルの回避や違法行為等を防止する観点から、ユーザーに対し、サービスの利用規約において、社会問題に発展する可能性のある出会いを目的とする行為や名誉毀損・誹謗中傷等他人の権利を侵害しうる行為のほか、著作権侵害行為等の違法行為を禁止しております。さらには、通報制度の整備・運用、機能面では、特定のユーザーや単語をブロックする機能、特定のユーザーのみが視聴できる機能等の提供をしております。

ユーザーに対しては、サービスの利用における注意事項やガイドラインを掲出し、違反行為が発見された場合は段階に応じて注意警告を行い、一定期間ユーザーアカウントの利用不可とするなど、違反行為の改善を促しております。また、ユーザー間のコミュニケーションに対するモニタリング体制を構築しており、社内でのユーザーサポート人員の確保・教育、及び外部監視委託業者を利用し、監視体制の強化を図っております。

しかしながら、ユーザー間のコミュニケーションや行為を網羅的にモニタリングし把握すること、及び不適切な行為または違法行為等の発生時期を予測することは困難であることから、当社のサービスにおいて、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為、権利侵害その他の法令違反行為等が行われた場合や、プラットフォームの安全性及び健全性が確保できない場合には、当社及び当社が提供するサービスに対する信頼性が低下し、ユーザー離れにつながる可能性があります。更に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社もプラットフォームを提供する者としての責任を問われた場合、当社の企業イメージ、提供するサービスのブランドイメージ、信頼性の毀損、ひいては当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社のサービスにおけるユーザーによる音楽の利用及びその著作権につきましては、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権管理団体からの許諾を受け、音楽利用に関するルールを制定・ユーザーに啓蒙しておりますが、今後において同許諾条件の変更又は新たな権利許諾等が必要となる場合、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、監視体制の強化、運用を通して、本リスクが顕在化する可能性、時期や、程度等を早期に把握し、本リスクの顕在化を防止するために必要な対応を迅速に行うことに努めておりますが、本リスクが顕在化することを完全に防止することは困難であります。

システムについて

当社が提供するサービス「ツイキャス」の利用に際しては、ユーザーのモバイルネットワーク等のインターネットへのアクセス環境が不可欠であると共に、当社のITシステムも重要となります。

当社は、システムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、冗長化、セキュリティ強化を徹底しており、継続的なシステム等への設備投資を行っておりますが、当社の想定を上回る急激なユーザー数及びアクセス数の増加等があった場合、一部のユーザーのサービス利用状況が著しく悪化した結果、ユーザー離れに繋がる可能性があります。ひいては当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、事業を運営するためのシステムを外部事業者が保有するデータセンターに設置し、セキュリティ強化による不正アクセス対策や、データのバックアップ、冗長化の体制を構築しております。しかしながら、サービスへのアクセスの急増などの一時的な過負荷や電力供給の停止、外部連携システムにおける障害、コンピュータウイルスや外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入、自然災害、事故など、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピュータシステムがダウンした場合、復旧等に際して特別な費用負担を強いられることにより、当社の利益が減少する可能性があります。更には、サーバーの不具合や欠陥等に起因し、信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社に対する損害賠償請求等が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化及び事業の持続的な成長を目指して、積極的に現在の「ツイキャス」事業への新機能の追加、及び新たな事業の開発に取り組んでいく考えであります。これに伴い、インフラシステムの開発、運用、マーケティング等に対して追加の投資が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業を開始した場合、その事業に固有のリスク要因が新たに加わることで予測されます。このような新たに加わるリスクに関しては、引き続き管理、対策を行なってまいりますが、当社の予見できない不測の事態が発生する等により、新規事業の展開が計画どおりに進捗しない場合、想定していた投資対効果を得ることができず、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

風評リスクについて

当社及び当社が提供するサービス並びに当社が提供するサービスを利用するユーザー等に対する否定的な書き込みがインターネット上で発生し、その書き込みを要因としたSNS等での拡散やマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散された場合には、それが事実に基づくものであるかどうかに関わらず、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、定期的にインターネット上の風評を調査し、これらの風評の早期発見及び影響の極小化に努めておりますが、外的要因・予測不可能な要因により発生するものも多く、本リスクの顕在化する可能性、程度及び時期を具体的に予測することは困難であります。

(3) 会社組織に関するリスク

人材に関するリスク

当社は、事業戦略の立案及び実行について、当社の経営陣に相当程度依存しており、これに対応するため、人材育成・ノウハウの共有体制の構築や職務権限規程に則った権限移譲を進めておりますが、当社が予見できない理由によりかかる経営陣が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が今後とも企業規模を拡大し、提供サービスの質の向上を図っていくためには、スマートフォンのアプリ開発、設計等に関する技術的な専門性を有する開発部門の人材をはじめ、管理部門やサービス運用部門においても、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を確保することが必要不可欠であります。当社は、これらに必要な優秀な人材の確保のため、人材育成制度の整備による既存人材の能力の底上げ及び人材の定着を図る一方で、今後も採用活動を行っていく計画ではありますが、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により計画通りの採用が進まない、人材育成が進まない、人材の流出が進む等、当社が必要な人材の確保が困難となる場合には、当社の競争力の低下や、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、継続的に成長し続けるためには、企業規模の拡大に応じた内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備し、運用しております。今後においても、内部統制システムの運用及び継続的な改善を行い、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築及び強化に邁進してまいります。

しかしながら、事業規模の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社は、収益機能を利用している一部のユーザーから個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されており、また一部のユーザーからはマイナンバーの提供も受けており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が適用されております。

当社は、個人情報の外部漏えいの防止、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、個人情報保護基本規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて適切に管理し、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

また、個人情報等を保管しているサーバーについても24時間管理のセキュリティ設備のあるデータセンターで厳重に管理されており、加えてこのサーバーに保管されているデータへのアクセスは、一部の社員に限定されております。

しかしながら、当社が保有する個人情報等について、漏えい、改ざん、不正使用等が生じる可能性を完全に排除することはできません。これら回避するために、当社ではプライバシーマーク 1 を取得・維持し、個人情報保護に積極的に取り組むとともに、研修や教育などを通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施しておりますが、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、損害賠償請求、当社に対する信用の低下等によって、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

1 プライバシーマークとは、(一財)日本情報経済社会推進協会が管理する、個人情報取扱いに関する認定制度であります。

社歴が浅いことについて

当社は2012年2月に設立されており、設立後の経過期間は10年程度と社歴の浅い会社であります。したがって、当社の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(4) 法的規制等について

当社の事業は、「電気通信事業法」、「資金決済に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年ネット環境整備法」という。)、「個人情報の保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「著作権法」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けております。このような法令の制定や改正、監督官庁による許認可の取消又は処分、新たなガイドラインや自主的ルールの策定又は改定等により、当社の事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社の事業に適用のある法令のうち、特に重要な規制は以下のとおりであります。

「資金決済に関する法律」

「ツイキャス」にて利用されている有料ポイントについて同法が適用されます。このため、当社は、同法に定める届出義務、供託義務等が発生し、同法、府令等の関連法令を遵守し業務を行なうことにより、本書提出日現在において同法、府令等の関連法令に基づく命令には抵触しておりません。しかしながら、今後、当社がこれらの関連法令に抵触した場合、同法第26条に基づく業務停止命令や届出取消し等の行政処分等を受けることも想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在の状況は以下の通りであります。

届出の名称	資金決済に関する法律（資金決済法）に基づく「自家型前払式支払手段発行業」の届出
所管官庁等	財務省
届出等の内容	資金決済法による、自家型前払式支払手段の基準日未使用残高の基準額超過による届出
許認可番号等	なし
有効期間その他期限等	なし
法令違反の要件及び主な取消事由	資金決済法若しくは同法に基づく命令等に違反した場合や前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められる場合、一定の期間業務の全部又は一部の停止を受ける可能性等（同法、第25条、第26条）

「電気通信事業法」

当社は、「ツイキャスト」にて一部機能を提供するにあたり、「電気通信事業者」として届出を行っており、通信の秘密の保護が課せられております。本法により、当社は、通信の秘密の漏洩が発生した場合、総務省等への報告をする義務が課せられます。また、当社が、本法令に違反した場合には、業務改善命令等の行政処分を受ける可能性があり、このような場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「青少年ネット環境整備法」

この法律は、現状、インターネット運営事業者等に対して、インターネット上の違法・有害情報について青少年閲覧防止措置を講ずる努力義務を課すに過ぎないものの、青少年を取り巻くインターネット上の違法・有害情報に対する運営事業者への社会的責任は大きくなってきており、今後、インターネット運営事業者等に特別の法的義務を課された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

当社は、「ツイキャスト」の事業を行う上で、特定電気通信役務提供者として、本法の適用を受けることとなります。特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合、当社の損害賠償責任は、特定の条件下の下、この法律により免除されております。

一方で、当社は、本法に定められる送信防止措置または発信者情報の開示請求への対応を行う場合、「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、慎重な運用にて適時適切な判断を行なうよう努めておりますが、請求者や発信者その他関係者により、当社の判断が適切でない判断される場合、その当事者からクレームや損害賠償請求を、行政機関等から指導や勧告等を受ける可能性があります。

(5) 経営成績及び財政状態について

過年度業績等について

当社の過去5期間における主要な経営成績の推移は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

過年度においては、当社サービスの利用者及びポイント販売額の拡大に伴い、売上高は順調に推移しておりましたが、各種広告プロモーションやキャンペーンの実施に伴う広告宣伝費及び販売促進費の増加等により、過去5期間においては2018年1月期及び2022年1月期を除き営業損失及び当期純損失を計上しております。

2022年1月期においては、決済手段の多様化による支払手数料/売上高比率の低下や、より効率的な広告宣伝施策の実施による広告宣伝費/売上高比率の低下等により、売上高の増加率に比して、販売費及び一般管理費の増加率を低下させることができたことにより、単年度黒字を達成することができました。また、当該期間においては、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得見込み額に基づいて、当該見積可能期間の繰延税金資産は回収可能性があるものと判断し、法人税等調整額(は利益)を91百万円計上しております。

今後における当社業績について、新規ユーザーの獲得、ポイント販売額及び使用額等が当初の想定通りに進行しない場合には、当社が策定する利益計画達成に支障が生じる可能性があり、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当社は、当事業年度末において、税務上の繰越欠損金が4億87百万円存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりませんが、今後、当社の業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性があります。

なお、本リスクが顕在化する可能性は、本書提出日以降において相応にあるものと認識しております。当社においては、事業成長により業績を向上させ、早期の繰越欠損金の解消ができるよう努めてまいります。

(6) その他

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現在は、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、会社設立以降、配当は実施しておりません。今後の株主への配当につきましては、各事業年度の業績推移及び財政状況並びに今後の投資計画等を総合的に勘案しながら、配当政策を決定する方針であります。

なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について

当社では、行政の指針に基づいて感染予防策を徹底し、テレワーク（在宅勤務）の活用、Web会議や社内チャットツールの利用促進等の対策により、働き方改革を推進・加速しており、スムーズに移行は進んでおります。また、当社サービスのユーザー動向についても、在宅時間が増えたことで、アクティブユーザー数の増加傾向を観測しております。

一方で、行政主導による新型コロナワクチンの導入及び接種は続いているものの、日本国内の経済情勢の停滞が長引いた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

前例のないパンデミックにおいて、複数回に及ぶ緊急事態宣言等の発令などにより、鎮静化までの期間を予測するのは難しい状況ではありますが、当社としては、ウィズコロナを見据えた事業の在り方を継続して検討し、必要な対応を適宜行ってまいります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日の前月末現在において、当社の発行済株式総数は12,126,000株であり、当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権（以下「ストック・オプション」）を969,000株（発行済株式総数比率で8.0%）付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員へのモチベーション向上と優秀な人材の確保を目的としてストック・オプションの付与を検討しております。これらのストック・オプションの権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化するとともに、株式売買の需給バランスへの影響が発生し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化する可能性は、本書提出日以降においても相応にあるものと認識しております。当社においては、ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化を解消できるよう、今後の業績向上に努めてまいります。

ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却リスクについて

本書提出日の前月末現在において、当社の発行済株式総数は12,126,000株であり、このうち3,726,000株（議決権比率ベースで所有割合30.7%）をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有しております。今後、当社株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクが顕在化する可能性は、本書提出日以降においても相応にあるものと認識しておりますが、当社においては、今後もベンチャーキャピタル等との良好な関係構築に努めることで、本リスクの顕在化時期の予測や程度の軽減に努めてまいります。

当社株式の流動性について

当社の株主構成は当社代表取締役社長赤松洋介、同氏の親族、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合、当社役員等であり、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める上場維持基準は25%であるところ当社の流通株式比率は28.61%にとどまる見込みです。

今後は、当社役員等への一部売出しの要請、ストックオプションの行使による流通株式数の増加等により流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売上が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は運営事業に関わる知的財産権の適正な獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害することがないよう可能な限りの対策を施しております。しかし、当社が認識していない知的財産権が既に第三者に成立しており、これを侵害したことを理由として損害賠償請求や差止請求を受けた場合、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を与える可能性があります。

自然災害について

当社の本社及びデータセンターは、首都圏及びその近郊に存在しております。そのため、首都圏における大規模な地震、火災その他の自然災害や停電等が発生した場合、当社の本社若しくはデータセンターの損壊、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社の経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点で本リスクの蓋然性の程度を見積もるのには困難であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は2,639,880千円となり、前事業年度末に比べ546,188千円増加いたしました。

流動資産は2,266,244千円(前事業年度末比306,358千円増加)となりました。主な増加要因は、現金及び現金同等物の増加319,829千円（現金及び預金の増加331,398千円、預け金の減少11,569千円）等によるものであります。現金及び現金同等物の増加原因は「経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」において記載しております。

また、固定資産は373,636千円(前事業年度末比239,829千円増加)となりました。主な増加要因は、サーバー等のインフラ投資に伴う工具、器具及び備品の増加109,148千円、「資金決済に関する法律」に基づく供託等による差入保証金の増加50,624千円、回収可能判断の見直しによる繰延税金資産の増加91,288千円等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は1,693,309千円となり、前事業年度末に比べ299,535千円増加いたしました。

流動負債は1,693,079千円(前事業年度末比299,656千円増加)となりました。主な増加要因は、ポイント販売売上及び「キヤスマ ケット」取引高の大幅な拡大を原因とする、ユーザーへの支払報酬である買掛金の増加120,615千円、チケット・コンテンツの売買代金である預り金の増加83,208千円、販売したポイント等の未利用残高である前受金の増加44,687千円、未払法人税等の増加40,340千円等によるものであります。

また、固定負債は230千円(前事業年度末比120千円減少)となりました。減少要因は、リース債務の支払120千円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は946,571千円となり、前事業年度末に比べ246,652千円増加いたしました。これは、当期純利益246,652千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により経済活動が長期にわたり停滞し、厳しい状況にあったものの、各種政策の効果などもあり、回復傾向が顕著となっております。しかしながら、オミクロン株による脅威の高まりを受け、再び先行き不透明感が増すなかで、経済活動の低迷が長引く可能性がございます。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、日本における2021年9月末時点の移動系通信の契約数は、1億9,847万回線(前年同期比4.2%増)と増加が続いております。(出所:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和3年度第2四半期(9月末))」)。また、当社がターゲットとする動画投稿・ライブ配信市場におきましては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止のための外出自粛傾向や、その行動変容に伴うサービス利用者の増加傾向が一定程度の落ち着きを見せる一方で、コロナ渦をきっかけにサービス利用を開始したユーザーが、一定の割合において日常生活の一部としてサービスを利用し続けている状態にあると考えられ、今後も安定的に市場が拡大し、国内外市場において競争が激化していくことが予想されます。

このような事業環境のもと、当社では、年間を通して、「ハローキティ」、「リラックマ」など各種他社キャラクターが「ツイキャス」でスタンプとして利用できる機能の提供、「ツイキャス」で他のユーザーと一緒にコメントをしながらアニメ視聴を楽しむことができる「ツイキャスアニメ」による「アイカツ!」、「きらりんレポリューション」などの各種アニメ作品の一拳放送の実施、配信者バーチャル化支援プロジェクト「ツイキャス100V」の新メンバーのデビューイベントの開催、「ぶよぶよ」などの人気ゲームタイトルとコラボレーションした「ツイキャスEsports」の実施等、新規ユーザー獲得ならびにユーザー満足度向上のための施策を継続してまいりました。また、ユーザー参加型キャンペーンとしては初となるユニット参加型キャンペーン「声誕祭」を8月に開催し、約15日間で12万人以上のユーザーに当該キャンペーンに参加いただき、ユーザー満足度の改善と共に、ポイントPU(Paid User の略、課金ユーザー数)とポイントARPPU(Average Revenue Per Paid User の略、課金ユーザー一人当たりの平均課金額)が向上することとなりました。さらに、当社では、「ツイキャス」アプリの継続的な機能改善、サービスインフラ強化、サービス健全性維持・改善のための機能追加、体制強化等を積極的に推進し、これらの施策等を通して、ユーザー満足度のさらなる向上につながるサービス開発、運用に努め

てまいりました。一方で、中長期的な事業規模の拡大に向け、新機能や新サービスの開発にも継続的に取り組んでおります。

その結果、当事業年度においては、当社の重要指標である「ツイキャスト」のポイント販売売上は6,213,840千円（前期5,281,130千円）、月間平均ポイントPUは89千（前期82千）、月間平均ポイントARPPUは5,756円（前期5,285円）、実質売上総利益（当社が獲得する売上高合計から、収益化された配信者に対してお支払する報酬額と、Apple Inc.、Google Inc.等の決済代行業者に対して支払う手数料を差し引いた金額）は1,619,115千円（前期1,237,975千円）となりました。

以上の結果、当事業年度は売上高が6,552,032千円（前期5,479,467千円）、営業利益は202,103千円（前期営業損失133,660千円）、経常利益は206,214千円（前期経常損失136,237千円）、税引前当期純利益は206,176千円（前期税引前当期純損失136,237千円）となり、当期純利益は246,652千円（前期当期純損失146,616千円）となりました。

なお、当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ319,829千円増加し、1,309,010千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、512,569千円（前年同期は114,160千円の資金の獲得）となりました。これは主に増加要因として、税引前当期純利益206,176千円（前年同期は税引前当期純損失136,237千円）、売上債権の減少額24,813千円（前年同期は売上債権の増加額705,471千円）、仕入債務の増加額120,615千円（前年同期は仕入債務の増加額429,532千円）、前受金の増加額44,687千円（前年同期は前受金の増加額52,278千円）、預り金の増加額83,208千円（前年同期は預り金の増加額255,514千円）、その他流動負債の増加額15,816千円（前年同期はその他流動負債の増加額20,642千円）等があった一方、減少要因として、前渡金の増加額11,463千円（前年同期は前渡金の増加額18千円）、法人税等の支払額10,471千円（前年同期は法人税等の支払額9,570千円）等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果支出した資金は、193,922千円（前年同期は90,890千円の資金の支出）となりました。これは主に減少要因として、有形固定資産の取得による支出143,297千円（前年同期は有形固定資産の取得による支出64,541千円）、保証金の差入による支出50,624千円（前年同期は保証金の差入による支出2,105千円）等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果支出した資金は、120千円（前年同期は110千円の資金の支出）となりました。これは減少要因として、リース債務の返済による支出120千円（前年同期はリース債務の返済による支出110千円）があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における当社の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業	6,552,032	119.6

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。下記表の主な取引先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)		当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Apple Inc.	2,960,195	54	3,222,053	49
Google Inc.	1,423,434	26	1,603,958	24
PAY株式会社	740,118	14	1,265,119	19

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績の状況に関する認識及び分析

(売上高)

当事業年度の売上高は6,552,032千円となり、対前年比で1,072,565千円(19.6%)増加しました。

これは主に、前事業年度からの巣ごもり需要の継続を背景に、引き続き広告プロモーションやユーザー参加型キャンペーンの実施を行ったことにより、ポイント販売売上が順調に伸長したこと、さらにメンバーシップ販売手数料売上が大幅に増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は3,313,094千円となり、対前年比で512,680千円(18.3%)増加しました。

これはポイント販売売上の順調な推移に比例してポイント使用額も増加し、当社の売上原価となる配信者への還元金額も増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は3,238,937千円となり、対前年比559,884千円(20.9%)増加しました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は3,036,833千円となり、対前年比224,119千円(8.0%)増加しました。

これは主に、順調なポイント販売額の推移に比例して各決済代行業者への支払手数料も推移したこと、サーバーシステム増強を目的とした通信用消耗品費の購入によりEDP費及び通信費が増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は202,103千円となり、対前年比335,764千円増加しました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は4,110千円となり、対前年比2,426千円(144.0%)増加しました。

これは主に、キャッシュ・フローにおけるチケット払戻手数料の計上等により雑収入が増加したことと、外貨建資産に対して為替差益を計上したことによるものであります。

なお、当事業年度に計上した営業外費用はございません。

その結果、当事業年度の経常利益は206,214千円となり、対前年比342,452千円増加しました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

当事業年度に計上した特別利益はございません。

当事業年度の特別損失は38千円となり、対前年比38千円増加しました。

これは主に、固定資産除却損を計上したことによるものであります。

その結果、当事業年度の税引前当期純利益は206,176千円となり、対前年比342,413千円増加しました。

(法人税等合計、当期純利益)

当事業年度における法人税等合計は40,476千円となり、対前年比50,854千円減少しました。

これは主に、繰延税金資産の計上に伴い、多額の法人税等調整額を計上したことによるものであります。

以上の結果を受け、当事業年度の当期純利益は246,652千円となり、対前年比393,268千円増加しました。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を会計上の見積りに反映するにあっての仮定については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社の事業活動における主な資金需要は、ユーザー報酬及び預り金の支払、既存事業の継続的な成長にかかる資金(主に人件費、支払手数料、通信費、販売促進費等)、サーバー等のインフラ投資、マーケティング投資であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としておりますが、必要に応じて長期資金需要に対しては株式市場、短期資金需要に対しては金融機関からの調達を実施する予定であります。

なお、当社の事業は先行投資となる仕入等は無く、提供サービスに対する対価をお客様から受領するビジネスモデルであります。現時点で、短期的な資本の財源及び資金の流動性に問題はありますが、今後も資金の残高及び各キャッシュ・フローの状況を常にモニタリングしつつ、資本の財源及び資金の流動性の確保・向上に努めて参ります。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,309,010千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることと認識しております。

そのため、当社は常に市場動向や業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、ポイント販売売上、ポイントPU、ポイントARPPU、実質売上総利益、を重要な経営指標としております。

当該指標については、次表の通り2019年1月期から2022年1月期において継続的に増加しており、順調に推移しているものと認識しております。

KPI	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
ポイント販売売上(千円)	1,224,859	2,319,861	5,281,130	6,213,840
ポイントPU(千人)	25	39	82	89
ポイントARPPU(円)	3,955	4,834	5,285	5,756

実質売上総利益(千円)	514,398	646,284	1,237,975	1,619,115
-------------	---------	---------	-----------	-----------

- (注) 1. ポイント販売売上は、各事業年度の年間合計金額を記載しております。
2. ポイントPUは、各事業年度の月間平均数値を記載しております。
3. ポイントARPPUIは、各事業年度の月間平均金額を記載しております。
4. 実質売上総利益は、各事業年度の年間合計金額を記載しております。

2019年1月期には、2018年6月に当社サービス「ツイキャス」を通じて配信者が収益化できる「ツイキャス・マネタイズ」機能をリリースしたことにより、配信者を応援することを目的として特別収益対象アイテムを利用する視聴者が増加し、ポイントPUが25千人、ポイントARPPUIが3,955円と順調に成長しました。その結果、ポイント販売売上は12.2億円、実質売上総利益は5.1億円となりました。

2020年1月期は、2019年8月のゲーム実況アプリ「ツイキャスゲームズ」のリリースや、各種ユーザー参加型キャンペーン実施の効果もあり、ポイントPUは39千人(前期比158%)、ポイントARPPUIは4,834円(前期比122%)、ポイント販売売上は23.1億円(前期比189%)、実質売上総利益は6.4億円(前期比125%)と大きく成長することとなりました。

2021年1月期においては、2020年2月以降本格化した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止のための外出自粛に伴い、人々の生活様式が変化し、日常生活における可処分時間が増加したことで、ライブ配信アプリの利用者数が大きく増加しました。このような市況を反映し、またユーザー参加型のオリジナルミュージックビデオ作成等のブランディング施策やユーザー参加型キャンペーンの実施効果等により、ポイントPUは82千人(前期比208%)、ポイントARPPUIは5,285円(前期比109%)、ポイント販売売上は52.8億円(前期比227%)、実質売上総利益は12.3億円(前年比191%)と各KPIがさらに一段大きく成長することとなりました。

2022年1月期には、当社がターゲットとする動画投稿・ライブ配信市場におきましては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止のための外出自粛傾向や、その行動変容に伴うサービス利用者の増加傾向が一定程度の落ち着きを見せる一方で、当社は、年間を通して、「ハローキティ」、「リラックマ」など各種他社キャラクターが「ツイキャス」でスタンプとして利用できる機能の提供、「ツイキャスアニメ」による「アイカツ!」、「きらりん レポリューション」などの各種アニメ作品の一挙放送の実施、約15日間で12万人以上のユーザーに参加いただいた「声誕祭」キャンペーンの実施等による効果で、ポイントPUは89千人(前期比108%)、ポイントARPPUIは5,756円(前期比108%)、ポイント販売売上は62.1億円(前期比117%)、実質売上総利益は16.1億円(前年比130%)と各KPIが堅調に成長することとなりました。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当社が締結している重要な契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	2008年10月20日	Apple Inc.の運営するマーケットを通じてアプリを配信する許諾契約	2008年11月23日から2009年11月22日まで以後1年ごとの自動更新
Google Inc.	米国	Google Play デベロッパー販売/配布契約	2011年2月3日	Google Inc.の運営するマーケットを通じてアプリを配信する許諾契約	契約期間は定められておりません。
一般社団法人日本音楽著作権協会	日本	音楽著作物利用許諾書	2011年4月1日	インタラクティブ配信による管理者著作物利用に係る許諾に関する基本契約	2010年2月1日から2012年1月31日まで以後1年ごとの自動更新
一般社団法人日本音楽著作権協会	日本	覚書	2017年4月26日	上記の基本契約について具体的な許諾の範囲や使用料率を定めた覚書	2017年4月1日から2018年3月31日まで以後1年ごとの自動更新
株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス(現株式会社NexTone)	日本	音楽著作物利用許諾書	2015年4月10日	インタラクティブ配信による管理著作物の利用に関する契約	2011年1月1日から2016年3月31日まで以後1年ごとの自動更新
株式会社イーライセンス(現株式会社NexTone)	日本	音楽著作物利用許諾書	2015年3月24日	インタラクティブ配信による管理著作物の利用に関する契約	2015年5月12日から以後3年ごとの自動更新
任天堂株式会社	日本	著作物利用許諾契約書	2019年3月19日	任天堂株式会社の管理する著作物の利用許諾契約	2019年4月1日から2020年3月31日まで以後1年ごとの自動更新

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は143,297千円であります。その主なものは、当社のサービスプラットフォームサーバシステムの増強であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		工具、器具及び備品	建物附属設備	リース資産	コンテンツ資産	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社設備	183,081	1,316	309	8,264	192,971	34 (5)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在、休止中の主な設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
 4. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は38,401千円であります。
 5. 当社は、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
データセンター (東京都江東区)	サーバー ネットワーク機器	170	-	増資資金	2022年4月	2023年1月	(注) 2 .
データセンター (東京都府中市)	サーバー ネットワーク機器	110	-	増資資金	2022年9月	2022年12月	(注) 2 .

(注) 1 . 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3 . 当社は、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年1月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年4月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,126,000	13,167,800	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は、100株であります。
計	12,126,000	13,167,800	-	-

(注) 当社株式は2022年4月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2013年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 3(注)5 .
新株予約権の数(個)	114(注)1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 228,000(注)1 . 4 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	68(注)2 . 4 .
新株予約権の行使期間	自 2015年10月1日 至 2023年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 68 資本組入額 34(注)4 .
新株予約権の行使の条件	(注)3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員に地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2014年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6(注)5.
新株予約権の数(個)	105(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 210,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2016年4月16日 至 2024年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員3名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2015年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 14(注)5.
新株予約権の数(個)	62(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 124,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2017年5月16日 至 2025年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員7名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の数(個)	7(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2018年5月16日 至 2026年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2017年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11(注)5.
新株予約権の数(個)	23(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2019年6月16日 至 2027年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により振込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員9名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8
新株予約権の数(個)	17(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,000(注)1.4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.4.
新株予約権の行使期間	自 2020年6月16日 至 2028年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

4. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社社外取締役 1 当社社外監査役 1 当社従業員 18
新株予約権の数(個)	120(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 240,000(注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2022年6月16日 至 2030年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年3月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についてもこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日（以下、当該日を「権利行使可能日」という。）から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
 - (a) 権利行使可能日（同日も含む。）から1年を経過する日（同日を含まない。）まで割り当てられた本新株予約権の個数（以下「割当個数」という。）の50%を上限として権利行使できる。
 - (b) 権利行使可能日（同日も含む。）から1年を経過する日（同日も含む。）以降割当個数の100%を上限として行使できる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記(注)3(3)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

5. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行

使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2020年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外監査役 1 当社従業員 7(注)6.
新株予約権の数(個)	17[15](注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,000[30,000](注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	445(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2022年12月16日 至 2030年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 445 資本組入額 223(注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についてもこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。

(a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。

(b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記(注)3(3)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

- 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社社外監査役1名、当社従業員6名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社社外監査役 1 当社従業員 35(注)6.
新株予約権の数(個)	220[215](注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 44,000[43,000](注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2023年6月16日 至 2031年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325(注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2022年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の数が1株に満たない端数である場合、新株予約権の行使により新株予約権者に交付される株式の数が1株以上の整数となるよう、複数の新株予約権を一括して行使することを要する。
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (4) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者は、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
- (6) 新株予約権者は、当社普通株式が割当日から1年以内に日本国内の金融商品取引所に新規株式公開された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記(注)3(3)の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

5. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社社外監査役1名、当社従業員34名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年3月29日 (注)1.	A種優先株式 543	普通株式 5,520 A種優先株式 543	325,800	769,800	325,800	575,000
2021年9月29日 (注)2.	普通株式 543	普通株式 6,063 A種優先株式 543		769,800		575,000
2021年9月30日 (注)2.	A種優先株式 543	普通株式 6,063		769,800		575,000
2021年10月1日 (注)3.	普通株式 12,119,937	普通株式 12,126,000		769,800		575,000

(注)1. 有償第三者割当 543株

割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、
KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合、
SBI AI & Blockchain投資事業有限責任組合 543株

発行価額 1,200,000円

資本組入額 600,000円

- 2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月30日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
- 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。
- 決算日後、2022年4月26日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式1,041,800株(発行価格470円、引受価額432.40円、資本組入額216.20円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ225,237千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	4	1	-	6	11	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	31,660	5,600	-	84,000	121,260	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	26.11	4.62	-	69.27	100	-

(6) 【大株主の状況】

2022年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
赤松 洋介	東京都文京区	7,240	59.70
イーストベンチャーズ投資事業有限 責任組合	東京都港区六本木四丁目2番45号	2,080	17.15
Mandela Capital Limited	Trust Company Complex, Ajeltake Road, Marshall Islands Ajeltake Island, Majuro, Marshall Islands	560	4.61
グローバル・ブレイン6号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	502	4.13
SBI AI & Blockchain投資事業有限 責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	502	4.13
赤松 真矢子	東京都文京区	380	3.13
伊藤 将雄	東京都品川区	320	2.63
赤松 賢介	大阪府箕面市	280	2.30
赤松 由布子	大阪府箕面市	100	0.82
KDDI 新規事業育成3号投資事業有 限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	82	0.67
計	-	12,046	99.33

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,126,000	121,260	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	12,126,000	-	-
総株主の議決権	-	121,260	-

【自己株式等】

2022年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 543	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当社は2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

また、取得したA種優先株式について、会社法第178条に基づき、2021年9月30日付でその全てを消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った自己株式	A種優先株式 543	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 2021年9月30日開催の取締役会決議により、会社法第178条に基づき、2021年9月30日付でA種優先株式の全てを消却しております。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした人材確保および広告宣伝活動に対する投資、ならびに中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人と人をつなげて世界中の人々の生活を豊かに変えます」というミッションのもと、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、ステークホルダーからの信頼を得るため、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社では、取締役会が適正かつ迅速に経営の基本方針や重要な業務の執行の決定を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。さらに、当社社内のガバナンスを強化する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

当社は、この体制が持続的な成長及び長期的な株主価値の向上に有効であると判断しています。

イ．取締役会

取締役会は、代表取締役社長赤松洋介が議長を務め、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

提出日現在、取締役会は社外取締役1名を含む取締役4名（各取締役の氏名等については、「(2) 役員
の状況 役員一覧」をご参照ください。）で構成されております。定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には監査役3名も出席しており、常に会社の意思決定の監査が行われる状況を整備しております。

ロ．監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。

当社の監査役会は、全員が社外監査役であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ハ．内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長の指名した社長室の内部監査担当者1名により、自己が属する社長室を除く全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図るとともに、財産を保全し不正過誤の予防に資することを目的として、内部監査を実施しております。監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときは、代表取締役が別途定める者が内部監査担当者となり、監査業務を実施するものとしております。監査結果については、代表取締役社長に報告及び常勤監査役に回付しており、報告の結果、改善の必要がある場合には監査対象部署に改善指示を行っております。

ニ．リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長として、取締役、監査役、本部長、部長、室長を中心に構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの横断的管理及びリスクマネジメント活動の推進を目的に設置されており、原則として毎月1回開催され、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図っております。

ホ．会計監査人

当社は、PwC京都監査法人与監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。また、会計上の課題についても適宜協議を行い、適切な会計処理に努めております。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

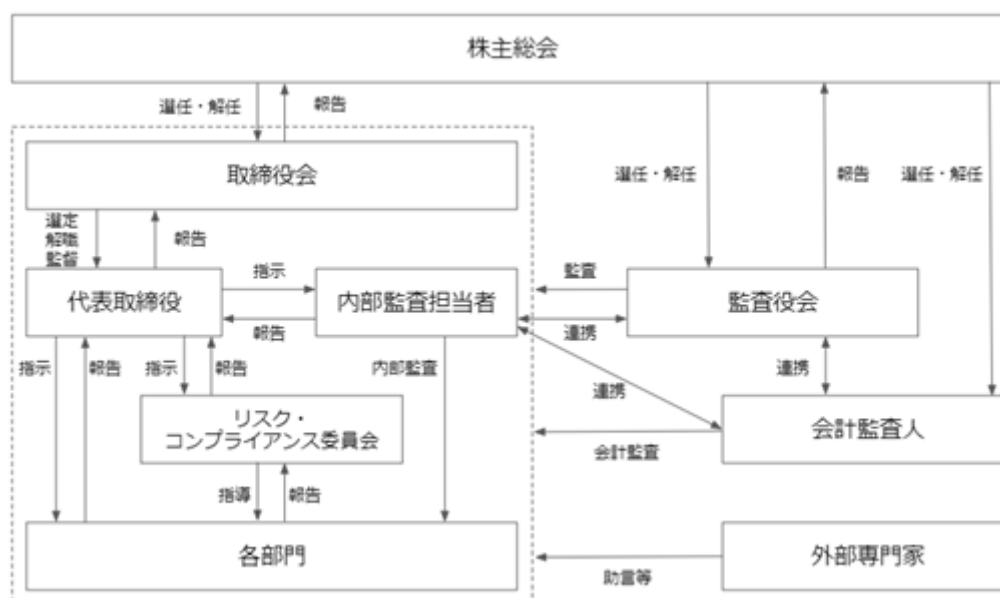
当社は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成される取締役会及び社外監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。経営の最高意思決定機関である取締役会及び取締役に、業務執行及びその監督の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した立場の監査役に、取締役会及び取締

役に対する監査機能を担わせることが、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、経営の公平性と健全性を確保するのに有効なコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断しております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長を表します。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	赤松 洋介			
取締役	芝岡 寛之	○		○
取締役	入山 高光	○		○
取締役（社外）	本田 謙	○		
常勤監査役（社外）	石崎 文雄			○
監査役（社外）	竹内 亮		○	○
監査役（社外）	伊藤 耕一郎		○	○

また、当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
- (2) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「リスク・コンプライアンス規程」等を定め遵守する。
- (3) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- (4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- (5) 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行わない。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
- (2) 「個人情報保護基本規程」等の社内規則に基づき、個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- (2) 取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
- (3) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
- (2) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

5.使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
- (2) 「リスク・コンプライアンス規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- (3) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- (4) 内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- (5) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役協議会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- (2) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (4) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- (1) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本手続書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。
- (3) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (4) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

- (1) 当社は、反社会勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とし、「反社会的勢力の排除に関するポリシー」を宣言する。
- (2) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除および被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備する。
- (3) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社の全社的リスク管理を遂行し、コンプライアンス違反への対応や未然防止策を策定することを目的とし、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

また、法的な問題につきましては、顧問契約先の弁護士事務所から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整えております。

(c) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 役員賠償責任保険契約の内容の概略

当社の取締役および監査役は、会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入しており、取締役および監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。

(e) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

(f) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(g) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

(h) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	赤松 洋介	1970年1月3日生	1994年4月 株式会社オージス総研入社 2000年1月 サイボウズ株式会社入社 2005年8月 サイドフィード株式会社設立 (現Moi Labs 株式会社) 代表取締役就任 2012年2月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注)3	7,240,000
取締役	芝岡 寛之	1971年4月22日生	1995年4月 株式会社ジャストシステム入社 2000年1月 サイボウズ株式会社入社 2006年7月 アットバンダ株式会社設立 代表取締役就任 2013年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	80,000
取締役	入山 高光	1972年10月22日生	1999年6月 サイボウズ株式会社入社 2002年1月 株式会社アルプス社入社 2008年4月 ヤフー株式会社入社 2020年2月 当社入社 経営管理本部長(現任) 2020年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	本田 謙	1974年9月6日生	2005年9月 株式会社ブレイナリー設立 代表取締役就任 2008年4月 ヤフー株式会社入社 2010年10月 株式会社フリークアウト 代表取締役就任 2016年3月 当社監査役就任 2018年2月 株式会社フリークアウト・ ホールディングス 代表取締役社長 Global CEO(現任) 2019年6月 当社監査役退任 2019年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	石崎 文雄	1966年5月3日生	1993年4月 近畿大学助手 1995年10月 徳島大学助手 1998年5月 University of California, Irvine Dept. of Information and Computer Science 客員研究員 2000年4月 南山大学 助教授 2005年1月 Korea University 招聘准教授 2007年4月 南山大学 准教授 2008年4月 南山大学 教授 2015年5月 株式会社Orchestra Holdings 常勤監査役就任 2015年10月 株式会社DIContinents 監査役就任 2017年6月 株式会社Orchestra Investment 監査役就任 2017年7月 株式会社デジタルアイデンティ ティ 監査役就任 2017年8月 株式会社Sharing Innovations 監査役就任 2019年1月 株式会社モーダルステージ 代表取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社ワン・オー・ワン 監査役就任 2019年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	竹内 亮	1973年8月15日生	1997年4月 株式会社朝日新聞社入社 2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2009年1月 鳥飼総合法律事務所入所 2019年1月 鳥飼総合法律事務所 パートナー就任(現任) 2020年4月 当社監査役就任(現任) 2021年3月 早稲田大学大学院 先端法学専攻知的財産法LL.M.修了	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	伊藤 耕一郎	1972年 9月26日生	1997年 4月 ゴールドマン・サックス証券株式 会社入社 2005年11月 税理士法人ブライスウォーター ハウスコーパス入所 2011年 5月 伊藤国際会計税務事務所 所長就任(現任) 2017年 2月 VISITS Technologies株式会社 監査役就任(現任) 2018年 6月 株式会社エス・エム・エス 取締役監査等委員就任(現任) 2020年 2月 アクトホールディングス株式会社 取締役就任(現任) 2020年 6月 地盤ネットホールディングス 株式会社 監査役就任(現任) 2020年10月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					7,320,000

- (注) 1. 取締役 本田 謙は、社外取締役であります。
2. 監査役 石崎 文雄、竹内 亮、及び伊藤 耕一郎は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2021年 9月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2023年 1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2021年 9月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年 1月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は 1 名、社外監査役は 3 名であります。

社外取締役の本田謙氏は、上場企業の代表取締役として長年にわたりIT業界に携わっており、IT業界における幅広い見識と豊富な経験を有しております。

なお、同氏は、当社新株予約権(新株予約権の目的となる株式数24,000株)を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の石崎文雄氏は、国内外の大学、研究機関等において、確率モデルや通信ネットワーク等の研究及び教育に従事した経験を持ち、同分野における高い見識を有しております。

なお、同氏は、当社新株予約権(新株予約権の目的となる株式数12,000株)を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の竹内亮氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しております。

なお、同氏は、鳥飼総合法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所の間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておりません。また、当社新株予約権(新株予約権の目的となる株式数4,000株)を保有している他に、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はありません。

社外監査役の伊藤耕一郎氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しております。

なお、同氏は、当社新株予約権(新株予約権の目的となる株式数4,000株)を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、取締役会や経営会議に出席するほか、年度決算における会計監査人の監査役会への報告に立ち会うことなどにより、内部監査、監査役監査および会計監査について意見交換・認識共有し、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

(a) 監査役会の人員、活動状況

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて構成されており、3名全員が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会のほかに社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また監査役3名は取締役会に参加し、適宜必要な意見を述べております。

各監査役は、年間監査役監査計画に従い開催される監査役会において監査した内容を適宜報告し、必要に応じて協議しており、それぞれが有効かつ効率的な監査機能を果たしております。また、監査役は会計監査人及び内部監査部門と連携し、当社の監査に必要な情報を共有し、監査の有効性を高めております。

また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に三様監査ミーティングを開催し、各監査の状況や結果等について情報交換を行い、相互連携を図っております。また、監査役会は、社外取締役と定期的に社外役員ミーティングを開催して情報交換を行い、相互連携を図っております。

なお、社外監査役の竹内亮は、弁護士として専門知識・経験等を有しており、社外監査役の伊藤耕一郎は、公認会計士、税理士として財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

(b) 監査役会の開催回数及び出席回数

当事業年度においては、当社は、原則として月1回監査役会を開催し進捗状況等の共有を図っております。

氏名	開催回数	出席回数
石崎 文雄	14回	14回
竹内 亮	14回	14回
伊藤 耕一郎	14回	14回

内部監査の状況

当社では、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長直轄の社長室を設置し、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者1名が、年間内部監査計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を定期的に報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向けた具体的な助言・勧告を行っております。また、監査の対象部署が内部監査人の分掌業務であるとき（当社では「社長室の法務」がこれに当たります）は自己監査とならないよう、代表取締役が別途定める者が内部監査人となり、監査業務を実施しております。なお、内部監査の実施時には常勤監査役が立ち会うなど、内部監査の状況については、監査役に共有がなされております。また、内部監査結果について、会計監査人へも定期的に報告がなされており、情報の共有が図られております。

また、社外取締役及び社外監査役は、随時内部監査部門による内部監査に関する報告を求めることができるほか、社外監査役と内部監査部門は、随時報告会を開催しており、内部監査の実施状況の報告や情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 齋藤 勝彦

業務執行社員 山本 剛

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、公認会計士合格者等2名、その他7名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、株式公開の実績、当社事業への理解度の高さ、経験豊富な公認会計士を有した万全の監査体制を前提条件として、監査法人としての独立性、品質管理体制、専門性及び監査手続の適切性等を総合的に検討し、判断しております。会計監査人のPwC京都監査法人を選定した理由は、監査体制、独立性、管理体制、専門性等を総合的に勘案し、職務の執行が適切に行われると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、三様監査及び常勤監査役の内部監査実施時の参加の他、監査法人と随時コミュニケーションを行うとともに、事業年度毎に実施される監査法人による監査報告会において、監査概要や品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の独立性、品質管理体制、専門性等を確認しております。確認の結果、会計監査人としての職務の遂行が適正に行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
12	-	17	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、明文化した決定方針はありませんが、監査公認会計士等の監査計画の内容、職務遂行の状況、報酬見積りの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役会が、会社法第399条第1項に基づき、取締役や関係部署及び会計監査人に必要事項を確認し、監査計画の内容や執行状況、提示された報酬見積り額の根拠などが適切であるかを審議し、適切であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a)報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

1 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念を実現するために必要な人材を確保・維持し、企業価値及び株主価値の持続的な向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへのインセンティブとして機能するものとする。

2 業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて定め、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3 個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。

4 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責、在任年数、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬は、制度としては導入しないこととする。

5 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職責の評価を行うには代表取締役が最適であるため、当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定するものとする。代表取締役は、上記の各方針に従って取締役の個人別の報酬等の内容を算定し、社外役員の下承を得て、決定するものとする。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役会で協議し、決定しております。

なお、当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

(b)役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

当社の取締役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。

また、監査役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の臨時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。

なお、本書提出日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。

(c)当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者及び裁量の範囲

取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議において、代表取締役社長赤松洋介に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

(d)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

個別の取締役報酬については、各役員の責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会決議において、代表取締役社長赤松洋介に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。

個別の監査役報酬については、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役会で協議し決定しております。

(e)当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会又は監査役会の活動

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2021年4月30日開催の取締役会において、各取締役の報酬額の配分についての決定を代表取締役社長赤松洋介に一任する旨を決議しております。

また当社の役員の報酬等の額の決定過程における監査役の活動は、2020年10月15日開催の株主総会で決議された監査役の報酬等の額の配分について、同日開催された全監査役の協議にて、各監査役の役割や責任において、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な各監査役の報酬額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	34,020	34,020	-	-	3
社外取締役	2,700	2,700	-	-	1
社外監査役	18,000	18,000	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年2月1日から2022年1月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社の決算業務を担当する人員は、担当者の経理実務経験が長いこと、公認会計士の資格を保有していること等の理由から、これまでは個別の論点に関して、監査法人等への相談によって対応しており、研修等に参加する機会は多くありませんでした。今後は会計基準の改訂等を中心に、各種団体等や監査法人が主催するセミナーへ積極的に出席することで、必要な情報の取得・アップデートを行っていく予定です。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	899,135	1,230,534
売掛金	964,870	940,057
預け金	90,045	78,476
前払費用	4,183	4,245
前渡金	18	11,481
未収入金	1,132	1,686
未収還付消費税等	738	-
貸倒引当金	237	237
流動資産合計	1,959,885	2,266,244
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	73,932	183,081
建物附属設備(純額)	1,419	1,316
リース資産(純額)	418	309
有形固定資産合計	1 75,771	1 184,706
無形固定資産		
コンテンツ資産	19,283	8,264
無形固定資産合計	19,283	8,264
投資その他の資産		
差入保証金	38,752	2 89,377
繰延税金資産	-	91,288
投資その他の資産合計	38,752	180,665
固定資産合計	133,807	373,636
資産合計	2,093,692	2,639,880
負債の部		
流動負債		
買掛金	718,280	838,896
未払金	288,164	283,150
未払費用	9,363	6,233
前受金	74,421	119,109
未払法人税等	6,027	46,367
預り金	279,514	362,723
リース債務	120	120
未払消費税等	17,530	36,478
流動負債合計	1,393,423	1,693,079
固定負債		
リース債務	350	230
固定負債合計	350	230
負債合計	1,393,773	1,693,309

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	769,800	769,800
資本剰余金		
資本準備金	575,000	575,000
資本剰余金合計	575,000	575,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	644,880	398,228
利益剰余金合計	644,880	398,228
株主資本合計	699,919	946,571
純資産合計	699,919	946,571
負債純資産合計	2,093,692	2,639,880

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
売上高	5,479,467	6,552,032
売上原価	2,800,414	3,313,094
売上総利益	2,679,053	3,238,937
販売費及び一般管理費	2,812,713	3,036,833
営業利益又は営業損失()	133,660	202,103
営業外収益		
受取利息	8	8
雑収入	1,675	3,062
為替差益	-	1,039
営業外収益合計	1,684	4,110
営業外費用		
雑損失	319	-
為替差損	3,941	-
営業外費用合計	4,261	-
経常利益又は経常損失()	136,237	206,214
特別損失		
固定資産除却損	-	38
特別損失合計	-	38
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	136,237	206,176
法人税、住民税及び事業税	10,378	50,812
法人税等調整額	-	91,288
法人税等合計	10,378	40,476
当期純利益又は当期純損失()	146,616	246,652

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)		当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
アイテム報酬		2,800,414	100.0	3,313,094	100.0
合計		2,800,414	100.0	3,313,094	100.0

(注) 配信者に対して、お支払が確定した報酬額及びお支払が確定する報酬相当額等の合計額となります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	769,800	575,000	575,000	498,264	498,264	846,535	846,535
当期変動額							
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	146,616	146,616	146,616	146,616
当期変動額合計	-	-	-	146,616	146,616	146,616	146,616
当期末残高	769,800	575,000	575,000	644,880	644,880	699,919	699,919

当事業年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	769,800	575,000	575,000	644,880	644,880	699,919	699,919
当期変動額							
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	246,652	246,652	246,652	246,652
当期変動額合計	-	-	-	246,652	246,652	246,652	246,652
当期末残高	769,800	575,000	575,000	398,228	398,228	946,571	946,571

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)	当事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	136,237	206,176
減価償却費	22,020	45,342
固定資産除却損	-	38
貸倒引当金の増減額(は減少)	192	-
為替差損益(は益)	3,941	1,302
受取利息	8	8
売上債権の増減額(は増加)	705,471	24,813
前渡金の増減額(は増加)	18	11,463
前払金の増減額(は増加)	20,986	62
その他の流動資産の増減額(は増加)	9,715	183
仕入債務の増減額(は減少)	429,532	120,615
前受金の増減額(は減少)	52,278	44,687
預り金の増減額(は減少)	255,514	83,208
未払金の増減額(は減少)	150,632	5,013
その他の流動負債の増減額(は減少)	20,642	15,816
小計	123,722	523,032
利息の受取額	8	8
法人税等の支払額	9,570	10,471
営業活動によるキャッシュ・フロー	114,160	512,569
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	64,541	143,297
無形固定資産の取得による支出	24,242	-
保証金の差入による支出	2,105	50,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,890	193,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	110	120
財務活動によるキャッシュ・フロー	110	120
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,941	1,302
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,218	319,829
現金及び現金同等物の期首残高	969,962	989,180
現金及び現金同等物の期末残高	989,180	1,309,010

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

工具、器具及び備品については、定率法を採用しています。なお、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4~10年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

コンテンツ資産については、利用可能期間(2年)を耐用年数として、定額法を採用しています。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産
91,288千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、過去(3年)及び当事業年度の経営成績や納税状況、2022年1月に策定し、取締役会で承認された2023年1月期から2025年1月期までの3か年ベースの事業計画を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)第15項に基づき、同適用指針第16項から第32項の各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、分類4に該当するとして、将来1年間における見積課税所得の範囲内で将来減算一時差異及び未使用の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上しております。

主要な仮定

当社が、将来の合理的な見積り可能期間における課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、MAU(Monthly Active Users)、ARPPU(Average Revenue per Paid User)、PU(Paid User)、配信者への報酬還元率や通信費及び広告宣伝費の発生予定額といった一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定しております。これらのうち、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率、広告宣伝費の発生予定額が主要な仮定に該当します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、翌事業年度においても重要な影響を与えるものではなく、事業計画における影響は限定的であると判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、将来の不確実な経済条件の変動等によりその見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され、法人税等調整額の計上金額が変動し、当期純利益が減少する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度に計上した減損損失はありません。

なお、貸借対照表に計上されている有形固定資産及び無形固定資産の簿価は、192,970千円であります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、管理会計上の事業区分にもとづき資産のグルーピングを行いますが、当社の場合、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一の資産グループになります。減損の兆候の識別にあたり、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損損失の認識の判定にあたっては、当該資産グループの使用から見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定する場合、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定を実施します。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたします。回収可能価額は、固定資産の処分費用控除後の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額となります。

なお、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化といった状況に該当しないため、減損の兆候を識別しておりません。

主要な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローを算定する場合、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定を実施します。当該事業計画の策定においては過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、MAU、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率や通信費及び広告宣伝費の発生予定額といった一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定しております。これらのうち、ARPPU、PU、配信者への報酬還元率、広告宣伝費の発生予定額が主要な仮定に該当します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、翌事業年度においても重要な影響を与えるものではなく、事業計画における影響は限定的であると判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の兆候判定及び減損損失の認識の判定は、将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画の大幅な見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する固定資産の減損金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を分配する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する影響に伴う会計上の見積りの注記)

新型コロナウイルス感染症について、現時点では当社の事業活動が大幅に制限を受ける可能性は低く、収束時期等の予測は困難であるものの、当社の業績への影響は限定的であるものと考えております。

当社は、当該仮定を繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りに反映しております。

なお、当社は、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いため、上記と異なる状況が生じた場合には、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
減価償却累計額	98,521千円	134,366千円

2 「資金決済に関する法律」に基づき東京法務局に供託している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
差入保証金	- 千円	45,624千円

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71%、当事業年度68%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29%、当事業年度32%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
支払手数料	1,611,631千円	1,809,387千円
広告宣伝費	347,402千円	208,623千円
通信費	273,515千円	354,617千円
給料手当	237,930千円	252,777千円
貸倒引当金繰入額	192千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,520	-	-	5,520
A種優先株式	543	-	-	543
合計	6,063	-	-	6,063
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1、2	5,520	12,120,480	-	12,126,000
A種優先株式(注) 3	543	-	543	-
合計	6,063	12,120,480	543	12,126,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式	-	543	543	-
合計	-	543	543	-

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加のうち543株は、A種優先株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したことによる増加であります。
2. 普通株式の発行済株式の増加のうち12,119,937株は、2021年9月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。
3. A種優先株式の発行済株式の減少は、当社が取得したA種優先株式について、2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却したことによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
現金及び預金勘定	899,135千円	1,230,534千円
預け金(注)	90,045	78,476
現金及び現金同等物	989,180	1,309,010

(注) 預け金は当社提供サービスの対価回収における、決済サービス会社に対しての一時的な預け入れであり、随時引き出し可能であることから現金及び現金同等物に含めております。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、また、資金調達については、主に自己資金を充当する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどがクレジット会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。差入保証金は、そのほとんどが建物の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、配信者に対する報酬の支払いであり、各対象ユーザーから支払申請を受け付けてから最短20日で支払が発生します。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係るものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金については、リスクは限定的ではありませんが、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を確認し、リスクを低減しております。差入保証金については、定期的に差入先の信用状況を確認することで回収懸念債権の発生を早期把握を行い、所轄部署において速やかな対応を行うことでリスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、ユーザーごとの買掛金の額を月次で管理、把握することにより、経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注)2.を参照ください。)

前事業年度(2021年1月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	899,135	899,135	-
(2) 預け金	90,045	90,045	-
(3) 売掛金	964,870	964,870	-
(4) 未収入金	1,132		
貸倒引当金(*)	237		
	894	894	-
(5) 未収還付消費税等	738	738	-
資産計	1,955,683	1,955,683	-
(1) 買掛金	718,280	718,280	-
(2) 未払金	288,164	288,164	-
(3) 未払費用	9,363	9,363	-
(4) 未払法人税等	6,027	6,027	-
(5) 未払消費税等	17,530	17,530	-
(6) 預り金	279,514	279,514	-
(7) リース債務(1年以内返済予定を 含む)	470	470	-
負債計	1,319,352	1,319,352	-

(*) 未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2022年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,230,534	1,230,534	-
(2) 預け金	78,476	78,476	-
(3) 売掛金	940,057	940,057	-
(4) 未収入金	1,686		
貸倒引当金(*)	237		
	1,449	1,449	-
資産計	2,250,516	2,250,516	-
(1) 買掛金	838,896	838,896	-
(2) 未払金	283,150	283,150	-
(3) 未払費用	6,233	6,233	-
(4) 未払法人税等	46,367	46,367	-
(5) 未払消費税等	36,478	36,478	-
(6) 預り金	362,723	362,723	-
(7) リース債務(1年以内返済予定を 含む)	350	350	-
負債計	1,574,200	1,574,200	-

(*) 未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 預け金 (3) 売掛金 (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等 (6) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務(1年以内返済予定を含む)

リース債務の時価につきましては、支払利子込み法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2021年1月31日	2022年1月31日
差入保証金	38,752	89,377

上記については、賃貸借期間終了又は返済期間の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、本表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度(2021年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	899,135	-	-	-
預け金	90,045	-	-	-
売掛金	964,870	-	-	-
未収入金	1,132	-	-	-
未収還付消費税等	738	-	-	-
合計	1,955,921	-	-	-

当事業年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,230,534	-	-	-
預け金	78,476	-	-	-
売掛金	940,057	-	-	-
未収入金	1,686	-	-	-
合計	2,250,754	-	-	-

4. リース債務の決算日後の返済予定額
 前事業年度(2021年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	120	120	120	110	-	-

当事業年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	120	120	110	-	-	-

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2013年9月28日	2014年4月3日	2015年3月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 252,000株	普通株式 244,000株	普通株式 180,000株
付与日	2013年9月30日	2014年4月15日	2015年5月15日
権利確定条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
	<p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>	<p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>	<p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年10月1日 至 2023年9月30日	自2016年4月16日 至 2024年4月15日	自2017年5月16日 至 2025年5月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年3月30日	2017年5月30日	2018年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社従業員 11名	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 14,000株	普通株式 50,000株	普通株式 34,000株
付与日	2016年5月15日	2017年6月16日	2018年6月15日
権利確定条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
	<p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>	<p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>	<p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の発行時において当社取引先および当社取引先の取締役および従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、および当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。</p> <p>(5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年5月16日 至 2026年5月15日	自2019年6月16日 至 2027年6月15日	自2020年6月16日 至 2028年6月15日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2020年4月14日	2020年10月15日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社社外取締役 1名 当社社外監査役 1名 当社従業員 18名	当社社外監査役 1名 当社従業員 7名	当社取締役 1名 当社社外監査役 1名 当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.2.	普通株式 240,000株	普通株式 34,000株	普通株式 44,000株
付与日	2020年6月15日	2020年12月15日	2021年6月15日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定条件	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についてもこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日（以下、当該日を「権利行使可能日」という。）から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日（以下、当該日を「権利行使可能日」という。）から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。</p>	<p>(1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日（以下、当該日を「権利行使可能日」という。）から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。</p>

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
	(a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。 (b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。	(a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。 (b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。	(a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。 (b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2022年6月16日 至 2030年6月15日	自2022年12月16日 至 2030年12月15日	自2023年6月16日 至 2031年4月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年1月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	228,000	210,000	124,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)	228,000	210,000	124,000
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	14,000	46,000	34,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	14,000	46,000	34,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	240,000	34,000	-
付与	-	-	44,000
失効	-	4,000	1,000
権利確定	-	-	-
未確定残	240,000	30,000	43,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	68	125	445
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	445	445	445
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	445	445	650
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF方式及び類似会社比準方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

286,864千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	149,274千円	114,351千円
ポイント未使用分	19,659	27,297
未払事業税	1,478	4,052
報酬見込計上分	4,277	5,245
その他	4,519	5,394
繰延税金資産小計	179,208	156,342
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	149,274	64,276
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	29,934	777
評価性引当額小計(注)1	179,208	65,054
繰延税金資産合計	-	91,288
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産(負債)の純額	-	91,288

(注)1. 評価性引当額が前事業年度と比較し114,153千円減少しております。この主な減少の理由は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額84,997千円、ポイント未使用分に係る評価性引当額19,659千円、報酬見込計上分に係る評価性引当額4,277千円が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	8,905	43,057	7,301	90,010	149,274
評価性引当額 (2)	-	-	8,905	43,057	7,301	90,010	149,274
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金149,274千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産を計上しておりません。

当事業年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	17,039	7,301	62,689	27,320	114,351
評価性引当額 (2)	-	-	-	-	36,956	27,320	64,276
繰延税金資産 (3)	-	-	17,039	7,301	25,733	-	50,074

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金のうち64,276千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産を計上しておりません。
- 3 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
 となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失を計上し ているため、記載をしてお りません。	30.62%
繰越欠損金の充当		16.94%
評価性引当額の増減		38.43%
外形標準課税		4.39%
その他		0.72%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.63%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、建物賃貸借契約に基づき使用する本社事務所において、事業終了時または退去時における原状回復費用等に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることは困難であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	鳥飼総合法律事務所	東京都千代田区	-	法律事務所	-	当社監査役がパートナー	顧問契約	2,373	未払金	110

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	鳥飼総合法律事務所	東京都千代田区	-	法律事務所	-	当社監査役がパートナー	顧問契約	1,200	未払金	110

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件については、別途顧問契約を締結している法律事務所との取引金額を勘案し決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
1株当たり純資産額	4.38円	78.06円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	12.09円	20.34円

- (注) 1. 2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、前事業年度は、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。当事業年度は、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	146,616	246,652
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円)	146,616	246,652
期中平均株式数(株)	12,126,000	12,126,000
(うち、普通株式数(株))	11,040,000	12,126,000
(うち、A種優先株式数(株))(注)1.2	1,086,000	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数465個(普通株式930,000株))。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数678個(普通株式969,000株))。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月30日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。

(重要な後発事象)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年4月27日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月24日の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年4月26日に払込が完了いたしました。

募集方法 : 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行する株式の種類及び数 : 普通株式1,041,800株

発行価格 : 1株につき470円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額 : 1株につき432.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額 : 1株につき365.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、2022年4月8日開催の取締役会において決定された金額であります。

資本組入額 : 1株につき216.20円

発行価格の総額 : 489,646千円

払込金額の総額 : 450,474千円

資本組入額の総額 : 225,237千円

払込期日 : 2022年4月26日

資金の用途 : システムの機能強化及び安定的な稼働のためのインフラ費用、認知拡大・ブランディングのための広告宣伝費用に充当する予定であります。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2022年4月27日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月24日の取締役会において、SBI証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しました。

募集方法 : 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)

発行する株式の種類及び数 : 普通株式354,200株

割当価格 : 1株につき432.40円

払込金額 : 1株につき365.50円

資本組入額 : 1株につき216.20円

割当価格の総額 : 153,156千円

資本組入額の総額 : 76,578千円

払込期日 : 2022年5月30日

割当先 : SBI証券株式会社

資金の用途 : 「一般募集による新株式の発行 資金の用途」と同一であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	174,593	143,297	903	316,987	133,906	34,111	183,081
建物附属設備	1,540	-	-	1,540	223	103	1,316
リース資産	546	-	-	546	236	109	309
有形固定資産計	176,679	143,297	903	319,073	134,366	34,323	184,706
無形固定資産							
コンテンツ資産	22,038	-	-	22,038	13,774	11,019	8,264
無形固定資産計	22,038	-	-	22,038	13,774	11,019	8,264

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品の当期増加額は、サーバー及びネットワーク機器等143,297千円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	120	120	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	350	230	-	2023年～2024年
合計	470	350	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	120	110	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	237	-	-	-	237

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,230,534
合計	1,230,534

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	361,045
GMOイブシロン株式会社	340,609
Google Inc.	140,508
PAY 株式会社	71,845
Amazon.com Inc.	16,805
auペイメント株式会社	9,241
合計	940,057

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
964,870	10,077,600	10,102,413	940,057	91.5	34.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
その他(報酬支払対象ユーザー)	838,896
合計	838,896

(注) 相手先は多数の個人及び法人であり、個々の金額は少額であるため、その具体名の記載を省略しています。

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
Apple Inc.	108,197
一般社団法人音楽著作権協会	52,852
株式会社IDCフロンティア	31,628
Google Inc.	22,641
GMOイブシロン株式会社	13,258
その他	54,572
合計	283,150

ハ．預り金

相手先	金額（千円）
その他（プレミアム配信ライブ主催者）	182,863
その他（メンバーシップオーナー）	137,161
神田税務署（預り源泉税）	41,517
その他	1,180
合計	362,723

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	4,939,692	6,552,032
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	196,980	206,176
四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	150,056	246,652
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	-	12.37	20.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	7.15	7.97

(注) 1. 当社は、2022年4月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、PwC京都監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL: https://about.moi.st/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、2022年4月27日付で株式会社東京証券取引所へ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された2022年4月27日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2022年3月24日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2022年4月11日及び2022年4月19日関東財務局長に提出。

2022年3月24日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月28日

モイ株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモイ株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モイ株式会社の2022年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 【注記事項】（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は、2022年3月24日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年4月26日に払込が完了している。
- 【注記事項】（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は、2022年3月24日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年1月31日現在、貸借対照表に繰延税金資産91,288千円（総資産の3.5%）を計上している。</p> <p>「【注記事項】（税効果会計関係）」における繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として記載のとおり、税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産は114,351千円であり、これに係る評価性引当額は64,276千円である。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）第15項に基づき企業分類を行い、分類4に該当するとして、将来1年間における見積課税所得の範囲内で将来減算一時差異及び未使用の繰越欠損金について、繰延税金資産を計上している。</p> <p>将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、2022年1月に策定した2023年1月期から2025年1月期までの3か年ベースの事業計画を基礎として見積られるが、当該事業計画に含まれる将来の予測は、ARPPU（Average Revenue per Paid User）、PU（Paid User）、配信者への報酬還元率及び広告宣伝費の発生予定額といった主要な仮定を含み、過去の実績、計画している各種施策、季節変動を反映し決定している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる一時差異等加減算前課税所得の見積りに使用されている上記の主要な仮定は見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りの基礎となる将来の予測に関する主要な仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 2. 経営者によって実施された繰延税金資産の回収可能性の判断に関するプロセスについて、以下の手続を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 過年度の税務上の繰越欠損金の発生原因について経営者に質問し、会社の要因分析を検討した。また、一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、関連する証憑を閲覧して検討した。 (2) 期末における将来減算一時差異の将来1年間の解消見込の適切性を検討するため、将来の予測に用いられた主要な仮定について経営者に質問するとともに、取締役会等の会議体議事録を閲覧した。 (3) 将来1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額と将来減算一時差異等との相殺の適切性を検討した。 (4) 税務上の繰越欠損金に関する将来1年間の控除見込額のスケジューリングの適切性を検討した。 3. 将来1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額について、以下の手続を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会によって承認された事業計画と繰延税金資産の回収可能性の検討資料の整合性を検討した。 (2) 事業計画について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の予算と実績を比較し、未達の場合、その理由を検討し、当期の課税所得の見積額に反映されているかを検討した。 ・ ARPPU、PU、配信者への報酬還元率及び広告宣伝費の発生予定額について、過去の実績との比較及び期末日後（2022年2月・3月）の実績と比較した。 ・ ARPPU、PU、配信者への報酬還元率及び広告宣伝費の発生予定額の予測について、過去の推移との整合性があるかを検討した。また、売上高の予測について、利用可能な外部情報との比較を行った。

固定資産の減損の兆候の識別	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年1月31日現在、貸借対照表及び【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、有形固定資産が184,706千円、無形固定資産が8,264千円及びそれらの合計が192,970千円（総資産の7.3%）計上されている。</p> <p>会社は、管理会計上の事業区分に基づき資産のグルーピングを行っており、ライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一の資産グループとなっている。減損の兆候の識別にあたり、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化といった減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が識別された場合、減損損失を認識するかどうかを判定する必要がある。</p> <p>会社は、減損の兆候の識別にあたって使用する翌期以降の営業活動から生ずる損益については、取締役会で承認された2022年1月に策定した2023年1月期から2025年1月期までの3か年ベースの事業計画に基づいて予測している。</p> <p>なお、会社は、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化といった状況に該当しないため、減損の兆候を識別していない。</p> <p>有形固定資産及び無形固定資産の合計残高に金額的重要性があることから、当監査法人は固定資産の減損の兆候の識別が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の兆候の識別を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスとなっているか、業績推移を閲覧した。 2. 翌期以降の営業活動から生ずる損益や経営環境の著しい悪化の有無について、主として以下の手続を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 (2) 経営者への質問及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じてビジネスの変更点の有無を理解し、過年度の事業計画と実績を比較した。 (3) 売上予測と営業利益予測について、過去の実績との比較及び直近（2022年2月・3月）の実績と比較した。 (4) 売上予測について、利用可能な外部情報と整合性があるかを検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。